

**デジタル空間における情報流通の
諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ
第一次報告書（案）**

令和 8 年 7 月

デジタル空間における情報流通の
諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ

目次

1	青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化.....	1
(1)	青少年保護のための法規制.....	1
(2)	青少年の利用形態の変化.....	2
(3)	利用に伴うトラブル傾向.....	5
(4)	政府の取組.....	7
2	諸外国及び地方公共団体の動向.....	11
(1)	諸外国の動向.....	11
①	EU 及び英国.....	11
②	豪州.....	15
③	米国.....	18
④	G 7.....	20
(2)	地方公共団体の動向.....	22
3	関係者の取組.....	24
(1)	保護者による青少年保護の主な取組.....	24
(2)	携帯電話事業者による青少年保護の主な取組.....	25
(3)	OS 事業者による青少年保護の主な取組.....	30
(4)	PF 事業者による青少年保護の主な取組.....	33
(5)	アプリストア運営事業者による青少年保護の主な取組.....	37
4	本会合における議論.....	39
(1)	検討の基本的方向性.....	39
(2)	本会合における共通認識.....	39
(3)	PF サービスの設計上の青少年保護措置.....	42
①	保護措置の在り方.....	42
②	保護措置の前提となる「年齢確認」.....	44
③	保護措置の初期設定.....	46
(4)	アプリストアのレーティング.....	47
(5)	フィルタリング機能を含む技術的保護手段.....	48
(6)	携帯電話事業者による各種確認義務.....	49
(7)	その他.....	50
①	ICT リテラシーの向上.....	50
②	スマホソフトウェア競争促進法関係.....	52
5	今後の進め方.....	53

※ 本報告書において、事業者名は、以下のとおり記載するものとする。

正式名称	記載名
Google LLC	Google
Apple Inc.	Apple
Meta Platforms, Inc.	Meta
TikTok Pte. Ltd.	TikTok
X Corp.	X

1 1 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化

2 (1) 青少年保護のための法規制

3 インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国
4 民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとなっている。一方
5 で、インターネットにおいて、犯罪、自殺、いじめ等の青少年の健全な成長
6 を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が
7 絶えない状況に鑑み、表現の自由を保障しつつ、青少年がこのような有害情
8 報に接することを少なくするとともに、安全に安心してインターネットを利用
9 できる環境の整備を推進することを目的として、平成 20 年に「青少年が
10 安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」
11 (平成 20 年法律第 79 号。以下「環境整備法」という。) が制定された。

12 その内容は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な
13 措置を講ずるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情
14 報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることによ
15 り、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少
16 年の権利の擁護に資することを目的とする(同法第 1 条)。

17 具体的には、青少年自らが主体的に情報通信機器を使用し、インターネッ
18 トにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インター
19 ネットによる情報発信を適切に行う能力の習得や、青少年有害情報の閲覧を
20 防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有
21 害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、自由な表現活動の重
22 要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるイン
23 ターネットの特性に配慮し、民間企業における自主的かつ主体的な取組が大
24 きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを求めている
25 (同法第 3 条)。

26 民間企業の取組のうち、インターネットの入口を提供する携帯電話事業者
27 に対しては、青少年にインターネット接続サービスを提供する場合、保護者
28 がフィルタリングサービスの利用をしない旨の申出をした場合を除き、その
29 利用を条件として、インターネット接続サービスを提供すること等の義務を
30 課すこととなった(制定時同法第 17 条)。

31 また、サイト管理者等の特定サーバー管理者に対しては、青少年有害情報
32 が発信されていることを知ったときは、青少年による閲覧ができないよう
33 するための措置をとることが努力義務として規定されている(同法第 21 条)。

34 平成 20 年の環境整備法施行以降、青少年のインターネット利用も、いわ
35 ゆる「ガラケー」からスマートフォンへ、Web 閲覧中心の利用形態からアプ

リ利用へ、携帯電話回線のみによる接続から公衆無線 LAN 経由のインターネット接続へと大きく変化することとなり、併せて、**青少年有害情報**の閲覧を防止する措置であるフィルタリングサービスの利用が低迷している状況に対応するため、その利用の促進を図るための措置を講ずるべく、制定から9年後の平成29年に環境整備法の改正（以下「平成29年改正」という。）が行われた。

平成29年改正では、携帯電話事業者に対して、携帯電話回線契約締結時の使用者の青少年確認や、青少年有害情報の閲覧リスクやフィルタリングサービス利用の必要性等に関する説明に加え、携帯電話端末等の販売と携帯電話回線契約を同時に行う場合には、青少年の保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合を除き、当該携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じなければならないとする義務（現行法第16条）が追加されることとなった。

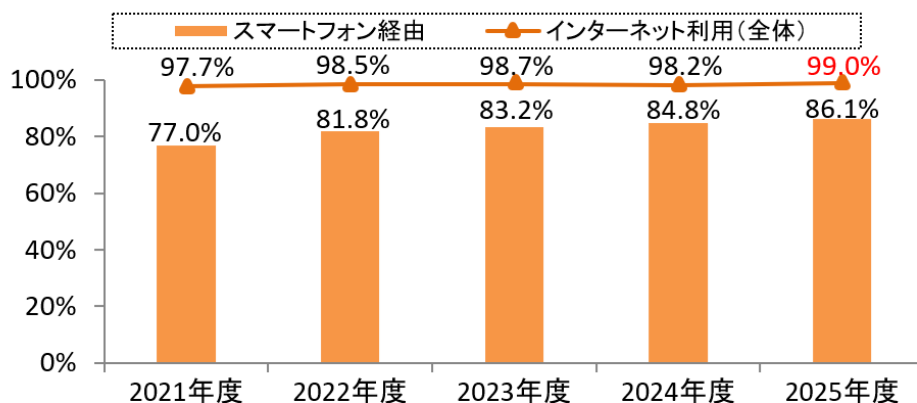
また、併せて、OS開発事業者には、フィルタリング有効化措置及びフィルタリング容易化措置が円滑に講じられるように、OSを開発する努力義務（現行法第19条）が課せられることとなった。

（2）青少年の利用形態の変化

平成29年改正から約10年が経過し、青少年のインターネット利用を取り巻く環境は更に変化してきている。

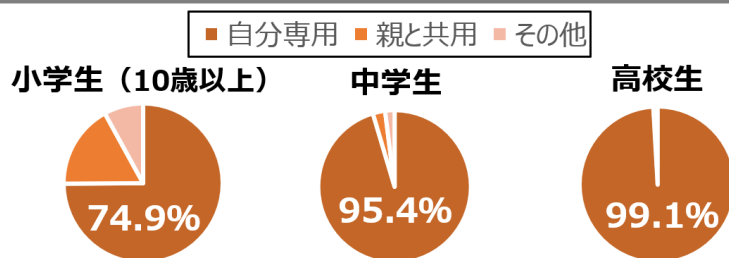
10～17歳のスマートフォン等を利用したインターネット利用率は約99%に増加し、自分専用のスマートフォンを所有する青少年も、小学生（10歳以上）では約75%、中高生では殆どが所有している状況となっている。

青少年（満10歳～満17歳）のインターネット利用状況



出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

青少年（満10歳～満17歳）のスマートフォン保有状況

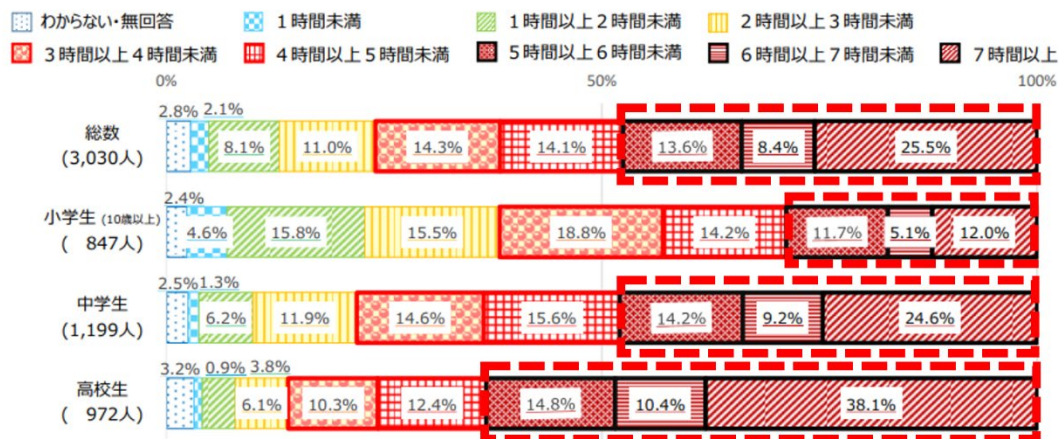


出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」に基づき、総務省作成

図1及び2 青少年のインターネット利用状況及びスマートフォン保有状況¹

また、インターネットを1日に5時間以上利用していると回答した青少年は約48%、平均利用時間は約5時間27分であり、利用時間が長時間化している傾向にある。自分専用のスマートフォンの所有率は年々高まっており、特に小学生（10歳以上）についても所有率が伸びている等、これまでよりも低い年齢からスマートフォンを所有するケースが増えており、スマートフォンを自身で所有する青少年が増えたこともインターネット利用率の高止まりや利用時間の長時間化に影響していると考えられる。

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計/平日1日あたり）



出典：こども家庭庁「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

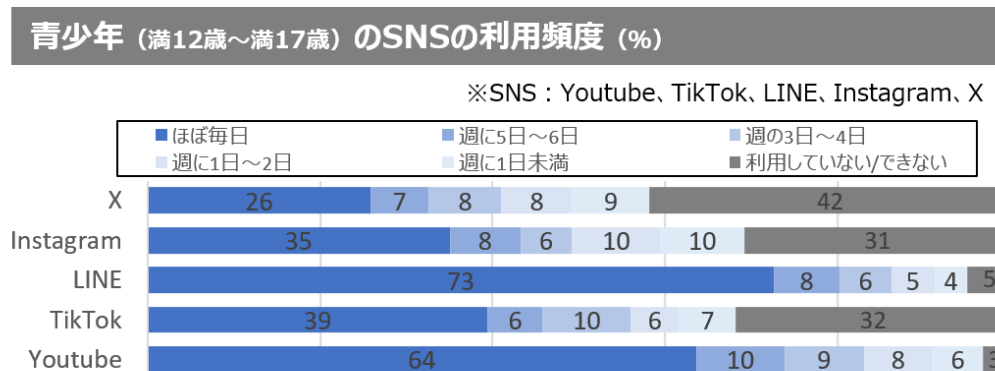
図3 青少年のインターネットの利用時間²

¹ 本会合（資料4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

² 同上

さらに、平成 29 年改正時からの大きな変化としては、青少年の SNS 利用が挙げられる。12～17 歳で「ほぼ毎日利用している」と回答した者は、主に連絡手段としての利用が想定される「LINE」が約 7 割、主に動画の視聴・投稿としての利用が想定される「YouTube」が約 6 割、「TikTok」が約 4 割となり、主に画像や文章の投稿・閲覧としての利用が想定される「Instagram」が約 4 割、「X」が約 3 割となっている。



出典：総務省「令和 7 年度我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態及び諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究」

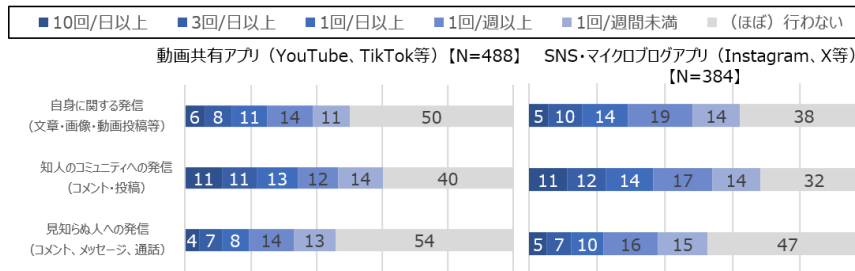
図 4 青少年の SNS の利用頻度³

また、このような SNS へコンテンツ投稿を行うと回答した者は、動画共有アプリ (YouTube、TikTok 等) で約 5 割、SNS・マイクロブログアプリ (Instagram、X 等) で約 6 割となっている。

発信のジャンル別にみると、自身に関する発信 (文章・画像・動画投稿等) や知人のコミュニティへの発信 (コメント・投稿) がわずかに多いものの、見知らぬ人への発信 (コメント・メッセージ・通話) も、約 5 割の者が行っており、SNS を通じた青少年による発信や交流が、自身のコミュニティにとどまらず、不特定の個人と交流する機会にも及んでいることが分かる。

³ 本会合 (資料 4-3) 「論点整理案に関する参考資料」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

青少年（満12歳～満17歳）の SNSへのコンテンツの情報発信・他者交流頻度（ジャンル別）（％）



出典：総務省「令和7年度我が国における青少年の新たなインターネット利用の実態及び諸外国における青少年保護の実態に係る調査研究」

図5 青少年の SNS へのコンテンツの情報発信・他者交流頻度（ジャンル別）⁴

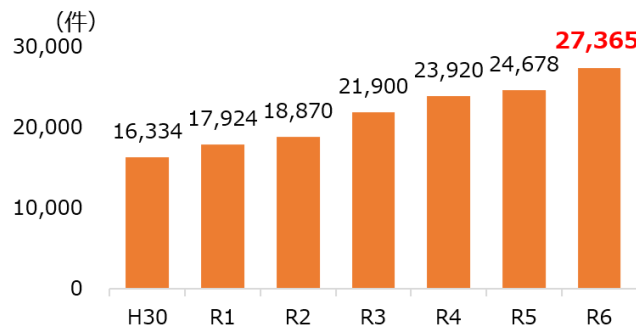
（3）利用に伴うトラブル傾向

青少年によるスマートフォン等を通じた SNS 利用が進む中、インターネット利用において青少年が遭遇するトラブルは多様化してきている。

小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別認知件数では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にあるほか、知人や友人に個別に送信した自身の画像が意図せず SNS 上において公開・拡散される事件等も起きている。

ネット上でのいじめの状況

- 小中高・特別支援学校におけるいじめの態様別の認知件数について、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」は27,365件と増加傾向。



出典：文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に基づき、総務省作成

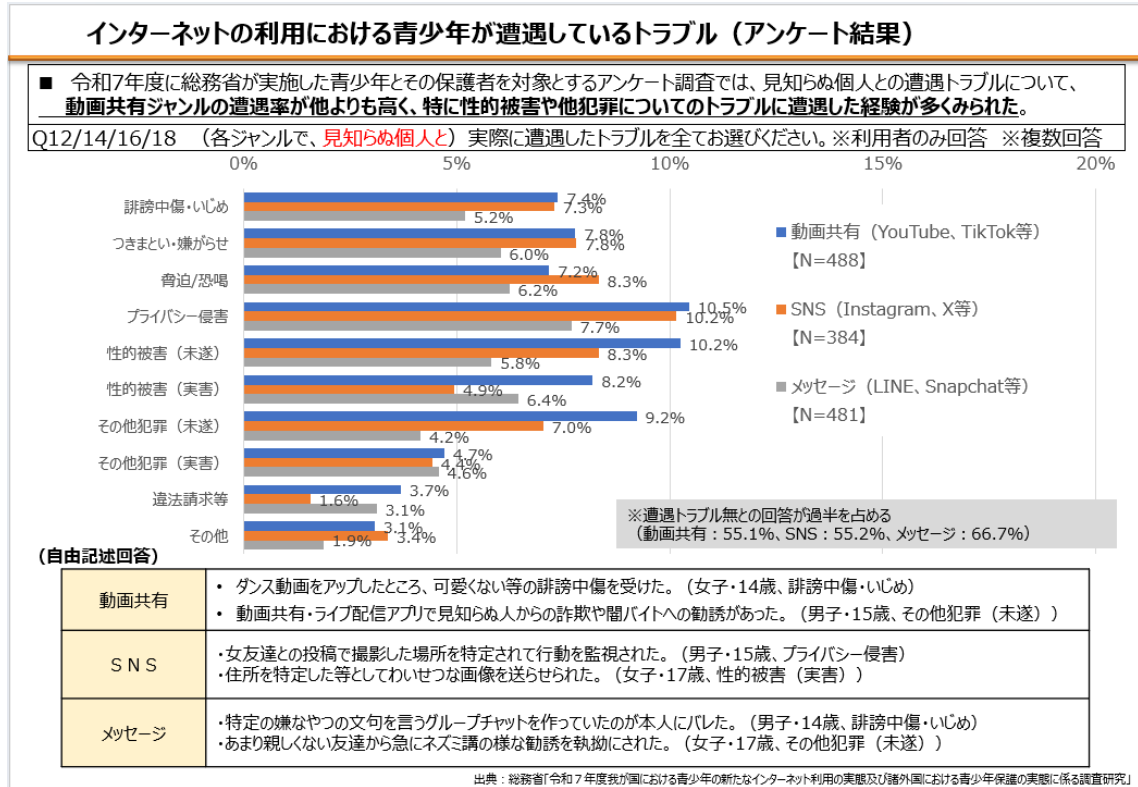
図6 ネット上でのいじめの状況⁵

⁴ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

⁵ 同上

1 また、見知らぬ個人との遭遇によるトラブルも課題となっており、特に動
2 画共有を目的としたサービスや SNS において、プライバシー侵害や性的被害
3 等の犯罪に遭遇する傾向がある。



4
5 図7 インターネットの利用における青少年が遭遇しているトラブル⁶

6
7 さらに、SNS の利用は誹謗中傷やいじめ等のトラブルのみならず、青少年
8 が犯罪に巻き込まれ、被害者となるだけでなく、犯罪に加担してしまう事態
9 も生じている。

10 SNS に起因する事犯による被害児童数は、全体として減少傾向にあるもの
11 の、殺人や強盗、不同意性交、略取・誘拐といった重要犯罪等の被害者は増
12 加傾向にある。また、このような事犯において、被害児童が自ら最初に投稿
13 している割合は約7割にも及び、さらにフィルタリングの利用率は約1割に
14 とどまっている。

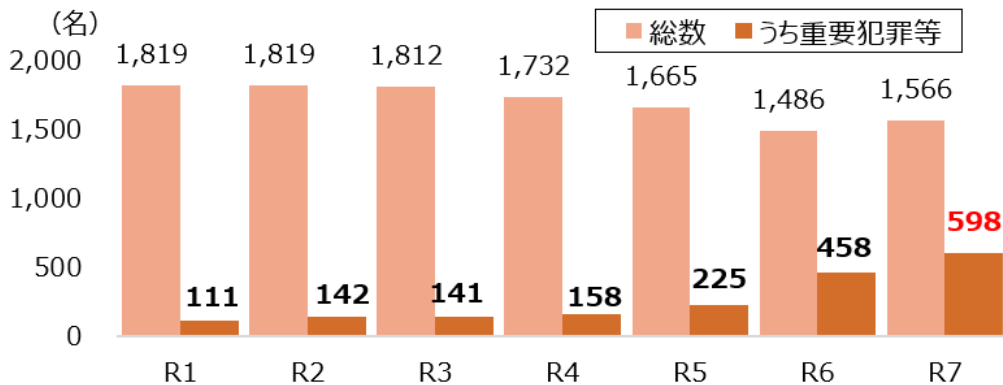
15 特殊詐欺をはじめとする犯罪やトラブルにおける、SNS を通じた募集や応
16 募、個人情報提供行為等の問題は、青少年においても同様に発生しており、
17 特殊詐欺の受け子等のいわゆる「闇バイト」で検挙された10代の約3割は

⁶ 本会合（資料4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

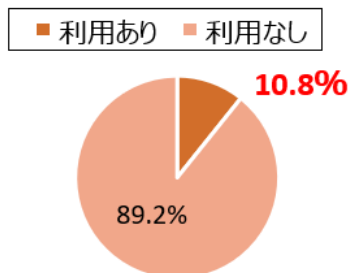
1 SNS から応募したと供述している。⁷

SNSに起因する事犯による被害

- ・ SNSに起因する事犯による被害児童数は、全体として減少傾向にあるものの、そのうち**重要犯罪等の被害者は598名と増加傾向**。

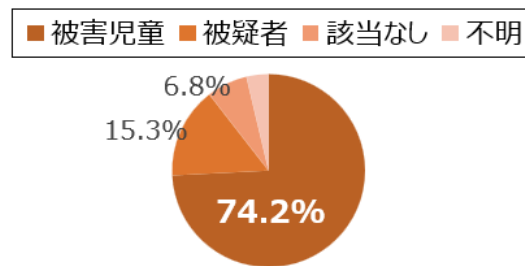


- ・ **被害児童※のうち、フィルタリング利用率は約10%にとどまった。**



※被害児童（1,556名）のうち、フィルタリングの利用が不明であった児童を除く。

- ・ SNSに起因する事犯により、児童・生徒が被害者となっている事件において、**被害児童が最初に投稿している割合は74.2%。**



出典：警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」のデータに基づき、総務省作成

図8 SNSに起因する事犯による被害⁸

(4) 政府の取組

時代の変化に伴い、青少年のインターネット利用を巡るリスクも、青少年有害情報の閲覧のみならず、長時間利用による影響や、青少年が自ら発信することによるリスクの出現に加え、生成AIの普及に伴う巧妙な偽・誤情報の流通や拡散に伴う社会的な影響等、多様に変化してきたと考えられる。

⁷ 警察庁報道発表資料「特殊詐欺に犯行利用された番号種別件数の推移及び受け子になった経緯について」より [banngousuiiii-ukekokeii.pdf](https://www.banngousuiiii-ukekokeii.pdf)

⁸ 本会合（資料4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋 https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

政府では、技術的な対応やリテラシー向上等の総合的な対策を念頭に、令和6年9月に環境整備法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」⁹を策定し、特に留意すべき取組の観点として、以下の3点を掲げ、リテラシー向上のための教育・啓発や、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等について、関係省庁において取組が進められている。

①青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

②フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

③「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

また、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（令和6年法律第58号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。）の参議院附帯決議¹⁰において、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について関係省庁等が連携した具体的な方策の検討が求められたことを受け、令和6年11月に、こども政策の司令塔であるこども家庭庁が、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下で「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」¹¹が開催された。

同ワーキンググループでは、関係省庁参加の下、事業者や諸外国の動向等を踏まえ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行い、令和7年8月に、政府において取り組むべき課題と論点を整理し、検討の基本的方向性を示した「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理」¹²（以下単に「課題と論点の整理」という。）が取りまとめられた。

⁹ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_guideline/

¹⁰ 参議院附帯決議（令和6年6月11日参議院経済産業委員会）（抄）

十一 青少年保護及び青少年の心身の健全な成長等を図る観点から、青少年や保護者、教育関係者等におけるスマートフォン等の利用に係るリテラシーの向上が図られるよう最大限努めること。また、スマートフォンの利用を巡る青少年の保護の在り方について、関連する取組の状況や課題の整理、主要各国における最近の対策の動向の把握等を踏まえつつ、法制上の措置の必要性の有無も含め、関係省庁等が連携して、具体的な方策の検討を進めること。

¹¹ 座長：曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科教授 <https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>

¹² インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と論点の整理（こども家庭庁） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/3a0b20c0/20250808_councils_internet-kaigi_30.pdf

さらには、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」¹³において、同年９月に「課題と論点の整理」に基づく工程表」¹⁴が作成・公表され、「課題と論点の整理」に基づく主務府省庁の検討・実施内容及びその期間が示された。

これを受け、「課題と論点の整理」のうち総務省が主務府省庁とされている項目¹⁵の検討を行うため、令和７年９月に「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の下に「青少年保護ワーキンググループ」（以下「本会合」という。）を開催することとした。

本会合では、令和７年１１月から議論を開始し、SNS事業者、OS事業者及び携帯電話事業者等からのヒアリング結果や、諸外国の動向等を踏まえ、議論を行ってきた。

インターネットの利用は、現代社会を生きる際に不可欠のものになりつつあり、その点については大人も青少年も違いはない。一方で、危機回避に必要な判断能力等が発達段階にある青少年が安全にインターネットを利用するためには、適切な保護が講じられた環境でインターネットを利用することが必要である。

本報告書は、青少年のインターネット利用について、安心・安全の確保を前提に、総務省において今後取り組むべき方向性を示すものである。

¹³ 議長：こども家庭庁成育局長 <https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi>

¹⁴ インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議「課題と論点の整理」に基づく工程表」（こども家庭庁） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/0e015303/20251007_councils_internet-kaigi_32.pdf

¹⁵ なお、「１対１の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。」については、調査事業の研究項目とし、本会合における検討事項の対象外とした。

○「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 課題と論点の整理」(令和7年8月)〈総務省主務府省庁部分抜粋〉

2 ワーキンググループにおける議論と今後の方向性

(3) 課題と論点

①リスクの多様化への対応について(青少年インターネット環境整備法)

- ・携帯電話事業者に対して、青少年インターネット環境整備法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

②リスクの多様化への対応について(民間企業等による自主的な取組)

- ・閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

- ・かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。(◎総務省、こども家庭庁、経済産業省)

- ・一部のPF事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。(◎総務省、こども家庭庁)

③コンテンツ・リスクへの対応について(アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)

- ・青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。(◎総務省、こども家庭庁)

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について(闇バイト、いじめ、セクスティング等)

- ・ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもPF事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。(◎総務省、経済産業省)
- ・1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。(◎総務省)

2 諸外国及び地方公共団体の動向

(1) 諸外国の動向

青少年のインターネット・SNS 利用に係る課題は、諸外国において共通であり、本会合において議論を行った期間（2025 年（令和 7 年）11 月から 2026 年（令和 8 年）6 月まで）においても、各国においていくつかの策が講じられている。

① EU 及び英国

EU では、2024 年（令和 6 年）2 月に EU 加盟国内で全面適用開始となった「デジタルサービス法（DSA）¹⁶」に基づき、プラットフォーム（以下「PF」という。）事業者に対し、未成年者の保護措置を行うこと（同法第 28 条）、大規模 PF 事業者等に対しては上乗せ規制として、自社サービスのリスク評価及びリスク軽減措置を実施する義務（同法第 34 条、第 35 条）を設けている。

未成年者の保護措置については、2025 年（令和 7 年）7 月に DSA に基づくガイドラインを発行しており、年齢確認措置をとることや保護機能の初期設定化、リスク評価に基づくレコメンダシステム¹⁷の定期的なテスト等の措置が掲げられている。

リスク評価の項目には、いわゆる無限スクロール機能やレコメンド機能等、利用者の興味・関心を惹きつけることを主目的とする機能に係る制限等の項目も含まれており、サービス設計に関するリスクも含めて評価が実施されている。

また、年齢確認については、青少年にとってリスクの高いサービスに対して、証明書や ID 等による「年齢確認」や、補完的位置付けとしての顔認証等による「年齢推定」を推奨しており、利用者が生年月日を入力する等の「自己申告」については、青少年のプライバシー、安全性及びセキュリティを高い水準で確保する観点から適切な方法ではないとしている。

なお、2026 年（令和 8 年）4 月には、PF 事業者が年齢確認を履行するための共通技術基盤として、EU が年齢確認アプリを提供する準備が完了

¹⁶ DSA : Digital Services Act

¹⁷ レコメンダシステム：サービスの受信者によって開始された検索の結果として、またはその他の方法で表示される情報の相対的な順序または優先順位を決定することを含め、サービスの受信者にオンラインインターフェースで特定の情報を提案し、またはその情報に優先順位を付けるためにオンライン PF によって使用される完全または部分的に自動化されたシステム（DSA 第 3 条 定義より）

1 した旨を発表している¹⁸。同年齢確認アプリは公的な年齢証明として運用
2 されるものであり、PF 事業者側には、利用者が一定の年齢を超えている
3 かどうかという情報のみが提供され、利用者のその他の情報を取得するこ
4 とができない仕組みとなっている¹⁹ため、プライバシーにも配慮された年
5 齢確認手法となっている。

6 PF 事業者が実施したリスク評価及びリスク軽減措置が不十分である疑
7 いがある場合には、EU 又は各加盟国の DSC²⁰から情報提供要請を発出する
8 ことが可能であり、その回答に基づき、DSA 違反が疑われる事項に関して
9 調査を実施することができる（同法第 66 条）。

10 2024 年（令和 6 年）4 月以降は Meta²¹、TikTok²²及び Temu²³が調査手続
11 の対象となっており、X²⁴、Instagram（Meta）²⁵及び TikTok²⁶に対しては、
12 DSA に違反しているとの予備的見解が示されている。改善が認められない
13 場合には罰金を科すことも可能であり、2025 年（令和 7 年）12 月 5 日に

¹⁸ 欧州委員長によるデジタル年齢確認アプリに関する声明（令和 8 年 4 月 15 日）

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_26_817

¹⁹ EU 公式 HP「EU Age Verification Solution」

[EU Age Verification Solution | Shaping Europe's digital future](#)

²⁰ DSC（Digital Services Coordinators）：EU 加盟国ごとに指定される DSA の適用及び執行に関する所管当局

²¹ EU プレスリリース「Commission opens formal proceedings against Meta under the Digital Services Act related to the protection of minors on Facebook and Instagram」（令和 6 年 5 月 16 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-opens-formal-proceedings-against-meta-under-digital-services-act-related-protection>

²² EU プレスリリース「Commission opens formal proceedings against TikTok on election risks under the Digital Services Act」（令和 6 年 12 月 17 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-opens-formal-proceedings-against-tiktok-election-risks-under-digital-services-act>

²³ EU プレスリリース「Commission opens formal proceedings against Temu under the Digital Services Act」（令和 6 年 10 月 31 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-opens-formal-proceedings-against-temu-under-digital-services-act>

²⁴ EU プレスリリース「Commission sends preliminary findings to X for breach of the Digital Services Act」（令和 6 年 7 月 12 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-sends-preliminary-findings-x-breach-digital-services-act>

²⁵ EU プレスリリース「Commission preliminarily finds Meta in breach of Digital Services Act for failing to prevent minors under 13 from using Instagram and Facebook」（令和 8 年 4 月 29 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-preliminarily-finds-meta-breach-digital-services-act-failing-prevent-minors-under-13>

²⁶ EU プレスリリース「Commission preliminarily finds TikTok and Meta in breach of their transparency obligations under the Digital Services Act」（令和 7 年 10 月 24 日）
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-preliminarily-finds-tiktok-and-meta-breach-their-transparency-obligations-under-digital>

1 X に対し、施行後初となる 1 億 2,000 万ユーロ（約 216 億円²⁷⁾ の罰金を
2 科す決定がなされた²⁸⁾ (X は司法審査を求めて EU 一般裁判所に提訴し、現
3 在審理継続中。)

EU デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act) の概要

- 2024年2月、デジタルサービス法 (DSA : Digital Services Act) が、EU加盟国内で全面適用開始。
- イノベーションを促進し、基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための規則を定めることで、仲介サービスのための域内市場の適正な機能に寄与することが目的 (第1条)。
- 事業者がどこに事業所を有するかにかかわらず、域内に所在する利用者に対して提供されるサービスであれば対象 (第2条)。

1 対象事業者

仲介サービス事業者 (SNSなどのオンラインプラットフォームサービスも含む)

※ オンラインプラットフォームサービスのうち、一部の事業者を「超大規模オンラインプラットフォーム」(VLOP)や「超大規模検索エンジン」(VLOSE)として指定し、上乗せ規制。

* Very Large Online Platform : オンラインプラットフォームサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

Very Large Online Search Engine : オンライン検索エンジンサービスのうち、EU域内での利用者が4,500万人以上 (EU域内人口の10%) のサービス

2 規制内容

- ✓ EU 内に利用者がいるすべてのオンラインプラットフォーム (従業員が 50 人未満で年間売上高が 1,000 万ユーロ未満の小規模企業を除く) に対し、司法機関や行政機関からの**違法コンテンツに関する措置命令への対応や未成年者の保護措置等を行うことを義務付け**。※有害コンテンツは対象としない。
- ✓ **超大規模オンラインプラットフォーム等に対し上乗せ規制あり** (例 : **リスク評価** (そのサービスを通じて違法なコンテンツが広まるリスクなど) ・**リスク低減措置** の実施、違法コンテンツ及びシステミックリスク (例 : **偽情報**) 対策のための行動規範策定等)

3 監督・執行

- ✓ 基本的には、加盟国の認定機関 (デジタルサービスコーディネーター : 多くの加盟国で通信庁を認定) による監督・執行。ただし、VLOP/VLOSEに対する監督・執行は欧州委員会が担う。
- ✓ 欧州委員会にてVLOP/VLOSEによるDSA違反が決定された場合、前会計年度における **全世界年間売上高の6%を超えない制裁金**が課される可能性あり。

EU DSA第28条第4項に基づく未成年者保護ガイドライン (1/2)

- デジタルサービス法 (DSA) は、**オンライン上の未成年者の保護のために、事業者が適切かつ相応の措置を講ずる義務を規定** (第28条第1項)。欧州委員会は、その支援のためのガイドラインを発行することが可能 (同条第4項)。
- 2025年7月14日、欧州委員会は、比例原則と適切性、子どもの権利保護、プライバシー・安全性・セキュリティの設計への組み込み、年齢に応じた設計、の4原則に基づくガイドラインを提示。

＜本ガイドラインにおいて定められている措置 (例) ＞

項目	措置の具体的内容
年齢確認	・ オンラインプラットフォームにおける未成年者のプライバシー、安全性、セキュリティを高い水準で確保するため、 利用者の年齢確認措置 (年齢確認又は年齢推定) をとる。 ※年齢推定は補完的位置づけ。
保護設定のデフォルト化	・ 未成年者のアカウント設定に、 プライバシー、安全性、セキュリティを設計段階から組み込む 原則を一貫適用する。 ・ 未成年者がアカウント作成するときは、リスクを低減するため、関連する保護設定をデフォルトとする。 (例 : 全て不可 (未成年者がアップロードまたは共有した情報・コンテンツの取得、未成年者の活動の閲覧)、事前に承認したアカウントのみ可能 (未成年者の投稿・コンテンツ・アカウント情報の閲覧、未成年者とのDM)、機能オフ (ジオロケーション、マイク、写真へのアクセス、カメラ、連絡先同期、不要な追跡機能、動画の自動再生、ライブストリームのホスト機能、プッシュ通知 (コア睡眠時間中は常時オフ)) ・ 登録 (アカウント作成) が不要な場合にも、リスクを考慮した設定をすべき。
インターフェース設計	・ 無限スクロール機能、動画自動再生、人工的・欺瞞的通知 (人為的なタイミング、他の利用者の偽装、ソーシャル通知、稀少性緊急性を伝える通知)、 仮想報酬等、主として利用者のエンゲージメントを目的とした機能 に未成年が晒されないようにする。 ・ 効果的な 時間管理ツール を実装する。 ・ AI機能は、未成年者へのリスク評価を行った上で要件に従って提供する。(例 : 簡単にオフにできる、リスクを警告する、AI使用の誘導・誘引禁止、サービスやコンテンツ購入の誘引での使用禁止)

²⁷⁾ 罰金を科すことが決定された当時の為替レートによる。(1 ユーロ = 約 180 円)

²⁸⁾ EU プレスリリース「Commission fines X €120 million under the Digital Services Act」(令和 7 年 12 月 5 日)
[Commission fines X €120 million under the Digital Services Act | Shaping Europe's digital future](#)

EU DSA第28条第4項に基づく未成年者保護ガイドライン（2/2）

＜本ガイドラインにおいて定められている措置（例）＞（つづき）

項目	措置の具体的内容
レコメンダーシステム及び検索機能	・リスク評価に基づくレコメンダーシステムの定期的なテスト、未成年者の特定のニーズ・特性・障害・追加のアクセシビリティ要件の考慮・年齢層への配慮、プラットフォーム外での行動データの収集禁止、利用者の行動よりも明示的な好みを優先したレコメンド。 ・有害・危険なコンテンツを推奨しない（例：非現実的な美やダイエットの促進、メンタルヘルス問題の美化・軽視、差別的、過激主義、暴力の描写や未成年者の危険な活動への参加の促進）、違法なコンテンツの拡散または未成年者に対する犯罪行為の助長を可能にしない。 ・未成年者に有害なコンテンツに結び付くことが知られている検索用語（特定の単語、スラング、ハッシュタグ、絵文字など）をブロックする。
利用者による管理	・推奨フィードの完全リセット機会の提供、プロファイリングに基づかないレコメンデーションオプションの提供
モデレーション	・有害コンテンツと有害行動について、専門家等と協力して事業者自身が明確かつ透明に定義（違法コンテンツと違法行動が含まれるべき） ・ポリシー及び手続きの確立、人間による審査の確保、十分なトレーニング・リソース、24/365の対応、常時待機、加盟国公用語での対応、リスク軽減措置の導入、プラットフォーム上のAIへの対応、他のプラットフォームやステークホルダーとの協力、モデレーション関連情報の共有、監視の義務付けの禁止。
利用者支援策	・不審、違法、または不適切なコンテンツ、アカウント、行動に遭遇し、不快に感じた場合に、支援を求めることができる支援ツール（ブロックやミュートを含む）を用意する。 ・サイバーいじめ等を回避するため、SNS上でのグループ参加は、招待の通知を受け、そのグループへの参加に明らかな同意を示した場合にのみ可能とする。 ・デバイスやOSに関係なく、また容易に使用できる保護者向けツールを提供する。
商業的慣行からの保護	・広告であることの明確かつわかりやすい表示、有害・非倫理的・違法な広告からの保護。 ・過剰な量・頻度の、または推奨される商業コンテンツからの保護。 ・AIシステム（チャットボット等を含む）による誘導の禁止。 ・有害な製品やサービスのマーケティングやコミュニケーション、隠蔽・偽装された広告、ダークパターン、仮想通貨・アイテム、ガチャ等の禁止。

図9～11 EU デジタルサービス法及び未成年者保護ガイドラインの概要²⁹

また、英国では、2023 年（令和 5 年）10 月に成立した「オンライン安全法（OSA）³⁰」に基づき、PF 事業者に対し、利用者数や機能に応じ、自社サービスに関連する違法コンテンツのリスク評価の定期的な実施や、違法コンテンツによるリスクを軽減する安全措置を講じることを義務付けている（同法第 9 条、第 10 条、第 26 条、第 27 条）。

さらに、「こどもが自社サービスにアクセスするか」を評価する義務も求められており、評価の結果、こどもがアクセスする可能性が高いサービスについては、こどもに及ぼすリスクの評価やそれらの軽減措置をとることが追加的に義務付けられている（同法第 11 条、第 12 条、第 28 条、第 29 条）。英国においても、EU 同様に、年齢確認方法についてガイダンス（2024 年）が示されており、ポルノコンテンツ提供サービスは義務、その他のサービスは推奨として、EU と同水準の「極めて有効な年齢認証」が示されるとともに、自己申告は単独で信頼できる年齢認証方法として認められていない。

²⁹ 本会合（資料 2-2）「青少年の取組状況等について」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001053021.pdf

³⁰ OSA：Online Safety Act

英国 オンライン安全法（OSA : Online Safety Act）の概要	
■ 2023年10月に成立・発効した「オンライン安全法（Online Safety Act; OSA）」は、2024年12月にOfcomが最初の行動規範・ガイダンスを公表し、事業者の注意義務の適用が開始された。 ■ 事業者は利用者数や機能に応じ段階的に、リスク評価や安全措置などの注意義務が課される。	
1 規制対象	➢ 英国と関連があり、除外対象とされていない「ユーザーサービス」および規制される「検索サービス」を提供する事業者（第3条） ■ ユーザーサービス：ユーザがコンテンツを生成・アップロードし、他のユーザに共有したり相互にやり取りすることが可能なサービス（SNSや動画共有サービス等） ■ 検索サービス：ウェブサイトやデータベースを検索できるサービス・機能（＝検索エンジン。単一のウェブサイトまたはデータベースを検索するものは含まない）。または、検索エンジンを含みユーザーサービスでないインターネットサービス。] ※ ユーザーサービスのうち、一定の規模以上のサービスを「カテゴリー1サービス」とし、他のカテゴリーよりも多数の追加義務を規定
2 規制内容	サービス区分に応じて課される義務規定は異なり、具体的な遵守方法はOfcomが作成する行動規範・ガイダンスによって定められる。 ➢ すべての規制対象サービスに対し、自社サービスに関連する違法コンテンツのリスク評価を定期的に実施し、違法コンテンツの検知・削除など違法コンテンツによるリスクを軽減する安全措置を講じることを義務付け（第9条、第10条、第26条、第27条） ➢ 子どもがアクセスする可能性が高いサービス（★）は上記に加え、子どもに及ぼすリスクの評価やそれらの軽減措置を義務付け（第11～13条） ★ 子どものアクセス評価：規制対象サービスは「子どもが自社サービスにアクセスするか」を評価する義務が課される。（第35条） ➢ 規制対象サービスのうち、ポルノコンテンツを提供するサービスは、Ofcomのガイダンスに従い年齢認証システムの導入が義務化（第81条） ➢ 各種義務に違反する場合、1,800万ポンドまたは全世界年間売上高の10%を超えない罰金が科される可能性あり
3 監督・執行	➢ 同法に基づく監督・執行は英国情報通信庁（Ofcom）が担う。また、Ofcomは同法の注意義務の要件を具体化した各種行動規範・ガイダンスを作成する義務を負う。 ➢ 最初の行動規範（違法コンテンツ対応）は2025年3月、子どもの保護に関する安全義務は同年8月が事業者の対応期限とされた。

図 12 英国 オンライン安全法の概要³¹

② 豪州

豪州では、2024 年（令和 6 年）12 月 10 日に「2024 年オンライン安全法改正案³²」が成立し、2025 年（令和 7 年）12 月 10 日から適用が開始されている。

同法では、16 歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的措置を講じることを SNS 事業者³³に義務付け（同法第 63D 条）、年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報を破棄することを SNS 事業者³³に義務付けた（同法第 63F 条）ほか、違反した場合は、最高 4,950 万豪ドル（約 50 億円³³）の罰金を科すことを規定しているが、16 歳未満の利用禁止には、親権者同意等による例外措置は設けていない。

法適用開始時点の規制対象は、TikTok、X、Instagram、YouTube、Facebook、Threads、Snapchat、Reddit、Kick 及び Twitch の 10 サービスであり、ゲ

³¹ 本会合（資料 2-2）「青少年の取組状況等について」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001053021.pdf

³² Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Act 2024

³³ 豪州の改正オンライン安全法が適用開始された当時の為替レートによる。（1 豪ドル ＝ 約 101 円）

ームやメッセージアプリ、教育・健康系サービス等は規制の対象外となっている。

なお、事業者が講じる「合理的措置」についてはガイダンスが定められており（同法第 27 条）、2025 年（令和 7 年）9 月に示されたガイダンスでは、推奨される年齢確認方法として、個人の年齢・年代を確認・推定・推測するために使用される様々なプロセスによる多層的な「年齢認証」が示されており、「年齢推定」、「年齢推論」、「年齢検証」等が含まれるとされている。

同法の施行後、1 か月程度で約 470 万件の未成年アカウントが削除されたとの発表³⁴もあるが、2026 年（令和 8 年）2 月には、ネット安全（eSafety）コミッショナーによる上記規制制度の包括的評価が開始され、2 年以上にわたり、4,000 人を超える青少年及びその家族を対象にアンケート調査等を実施し、その成果が 2027 年（令和 9 年）以降、順次公表予定とされている³⁵。

さらに、同法は業界団体に対し、指定された違法・有害情報に対する業界規範の策定を義務付けており、ネット安全（eSafety）コミッショナーは業界規範の採否を決定し、要件を満たさない場合は規範の代わりに業界標準を自ら策定することができる。業界規範は、コンテンツのリスクや対象サービスに応じて定められているが、リスク評価の結果に応じたリスク軽減措置やコンプライアンスレポート（いわゆる透明性レポート）の提出等を義務付けている。

³⁴ eSafety Commissioner メディアリリース「Platforms restrict access to 4.7 million under-16 accounts across Australia」（令和 8 年 1 月 16 日）<https://www.esafety.gov.au/newsroom/media-releases/platforms-restrict-access-to-47-million-under-16-accounts-across-australia>

³⁵ eSafety Commissioner メディアリリース「eSafety begins evaluation of Australia's world-first social media minimum age」（令和 8 年 2 月 26 日）<https://www.esafety.gov.au/newsroom/media-releases/esafety-begins-evaluation-of-australias-world-first-social-media-minimum-age>

オーストラリア 改正オンライン安全法（16歳未満のSNS利用禁止）の概要	
■ 2024年11月28日、オーストラリア議会で「2024年オンライン安全法改正案」が可決。連邦総督などの裁可を経て2024年12月10日成立し、2025年12月10日適用開始。SNS利用に年齢制限を設ける法令の施行は世界初。 ■ SNSを運営する事業者に対し、16歳未満のこどもがアカウントを持つことを防止する合理的な措置を求め、違反した場合は罰金を科す。（保護者やこどもへの罰則は無し）	
1 規制対象	➢ 以下の条件を満たすオーストラリア国内でサービスを提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）（第63C条） ①2人以上の利用者間のオンラインでの社会的交流を唯一または主要な目的とする、②利用者が他の利用者の一部又は全部と接続・交流が可能、③利用者が投稿することが可能、④その他法令に規定される事項 以上の①～④を満たす場合に対象となる。 ➢ Facebook、Instagram、TikTok、X、YouTubeなど10サービスを「年齢制限付きソーシャルメディアプラットフォーム」に指定。メッセージアプリ、オンラインゲーム、主に教育と健康増進支援を目的とするサービスやアプリは規制の対象外。 * LINEやWhatsAppなどの利用者間のメッセージ交換をするサービス
2 規制内容	➢ 16歳未満の利用者がアカウントを持つことを防止するための合理的な措置を講じることをSNS事業者が義務付け（第63D条） ➢ 年齢確認の目的で使用した後は、収集した個人情報破棄することをSNS事業者が義務付け（第63F条） ➢ 違反した場合は、最高4,950万豪ドル（約50億円）の罰金
3 監督・執行	➢ 同法に基づく監督・執行は、規制機関である「eSafety委員会」が担う。 ➢ 「eSafety委員会」は2025年9月16日、プラットフォーム事業者向けの新たな規制ガイドラインを発表。本ガイドラインは、16歳未満の子どもが年齢制限付きSNSアカウントを保有することを防ぐため、プラットフォームが講じるべき合理的な措置を明確に示しているが、どのような年齢確認措置をとるかは事業者委ねられている。

オーストラリア 16歳未満のSNS利用禁止に関するガイダンス	
■ 「2024年オンライン安全法改正案」は、SNS事業者が16歳未満のこどもがアカウントを持つことを防止するために講じるべき合理的措置についてeSafety委員会がガイダンスを定めるとする（第27条第1項qa号）。 ■ 2025年9月16日、同年1月から行われた年齢認証技術検証の結果を踏まえた本ガイダンスを提示。	
＜本ガイドラインにおいて定められている「合理的措置」の具体的な要件（概要）＞	
項目	措置の具体的な要件（概要）
16歳未満の検知、無効化・削除	・義務の適用開始以前から存在するアカウントのうち、オーストラリアに在住する16歳未満のユーザを検知し、アカウントを無効化・削除する。 ・既存のデータで判別可能な場合などにおいて、全利用者に対する年齢認証の実施はかえって「合理的でない」と判定される可能性がある。 ・無効化・削除時には当事者との明確なコミュニケーション（警告表示やサポートメッセージ送付）のうえで処理を実行する。
16歳未満によるアカウント作成の阻止	・義務の適用開始以後にアカウントが作成される場合は、その際に年齢認証を行う。 ・自己申告は要件を満たさない。公的身分証明書の提示を唯一の認証方法とすることは認められず、プライバシーに配慮し利用者が複数の選択肢の中から選択可能でなければならない。 ・アカウントが無効化・削除されたこどもが再度作成を試みないようするための措置を講じなければならない。
年齢認証の回避行為の防止、検知、対策	・身分証明書の偽造やディープフェイクの悪用などによる年齢制限の回避行為を阻止し、疑わしいアクションをするユーザには追加の年齢認証を行うことを検討する。
異議申立や審査請求の受付	・利用者が誤った判定に対して異議を申し立てたり、見直しを求めたりする方法を設け、再審査を行う。 ・誤った判定のリスクを下げるため、審査の完全な自動化は避け、人間が介入するようにする。
ポリシー、人員、プロセス、記録管理	・利用規約等の利用者が確認できる情報に、年齢認証方法やデータ収集、通報・審査プロセス等に関して説明を記載しなければならない。 ・eセーフティ・コミッションが措置の有効性を評価するのに役立つ適切な詳細情報を保管する。

1
2
3

図 13 及び 14 豪州のオンライン安全法及びガイダンスの概要³⁶

³⁶ 本会合（資料 2-2）「青少年の取組状況等について」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001053021.pdf

③ 米国

米国では、各州において青少年を保護するための対応がとられているが、カリフォルニア州の青少年が利用し得るサービスに対するリスク評価と軽減措置を求める州法や、ユタ州やテキサス州のオンライン PF 事業者には年齢確認、保護者同意の取得、一部機能の利用制限等を義務付ける州法等は、SNS 事業者等による差止訴訟が相次いでおり、現在、執行差止めとなっている。

諸外国法制等における青少年のプラットフォームサービスの利用に係る規定

	EU	イギリス	アメリカ各州
	デジタルサービス法 (DSA) DSAに基づく未成年者保護ガイドライン	オンライン安全法 (OSA) OSAに基づく行動規範・ガイダンス	ユタ州・カリフォルニア州・テキサス州・ニューヨーク州
リスク評価の実施・公表	・超大規模事業者は自社サービスについて、リスク評価を行い、必要な軽減措置を講じる義務	・子どものアクセス評価、子どもに有害なコンテンツのリスク評価および結果の書面保管、リスク軽減措置を実施する義務	・子どもの権利や安全へのリスクを評価するデータ保護影響評価 (DPIA) を作成・保管し、評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる義務 (カリフォルニア州)
有害情報の閲覧防止 (コンテンツモデレーション・セーフサーチ・広告)	・未成年者に有害なコンテンツ・行動を専門家等と協力して定義 ・ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 ・ プロフィールに基づく広告の表示の禁止 ・有害・非倫理的・違法な広告からの保護 ・有害・危険なコンテンツのレコメンドの制限	・ポリシーに基づくコンテンツモデレーションの実施 ・子どもに有害なコンテンツのレコメンドからの除外	・有害情報のモデレーションの実施 (テキサス州) ・ターゲティング広告の禁止 (テキサス州)
依存の防止 (中毒性のある機能の制限・利用時間の制限)	・無限スクロール機能等の利用者のエンゲージメントを主目的とした機能の制限 ・レコメンド機能のリセットの搭載 ・効果的な時間管理ツールの実装	・(リスク評価等を基に) レコメnderシステムが子ども向けフィードから子どもにとって特に有害なコンテンツを除外	・中毒的フィード提供時の保護者同意取得 (ニューヨーク州) ・未成年の長時間利用を誘発する設計の禁止 (カリフォルニア州) ・深夜帯の通知禁止 (ニューヨーク州)
プライバシーの保護 (非公開アカウント・通報/ブロック機能・データ取得制限)	・各種プライバシー保護設定のデフォルト化 (アカウントの非公開、DM相手の制限等) ・ブロック・ミュート機能の提供 ・プラットフォーム外での行動データの収集禁止	・子どもが投稿したコンテンツへのコメントのオフ機能の提供 ・ブロック・ミュート機能の提供	・プライバシー設定の高水準化 (カリフォルニア州) ・必要以上の個人情報の収集・使用禁止 (ユタ州)
発信に係るリスクからの保護 (発信機能の制限・不適切な発信時の警告表示)		・子どもが有害なコンテンツを投稿したときに支援策を案内	・DM相手の制限、アカウントの非表示等の措置 (ユタ州)
ベアレンタルコントロール機能	・保護者向けツール提供の推奨		

出典：各種公開情報を基に総務省作成

諸外国法制等におけるサービスのリスク評価に係る規定		
国・地域	法令等	リスク評価に係る内容
EU	デジタルサービス法 (DSA)	・ 超大规模オンラインプラットフォーム・超大规模検索エンジンに対し、指定から4か月以内（その後は年に一度）にリスク評価を実施し報告書を提出する。 ・ リスク評価においては、特に以下の要因が影響しているか考慮する。 ・ レコメンダーシステム及びその他のアルゴリズム・システムの設計 ・ コンテンツ・モデレーション・システム ・ 利用規約及びその実施 ・ 広告の選択及び提示システム ・ データ取扱いに関する提供者の慣行 ・ 評価結果に応じてリスク軽減措置を講じる。
イギリス	オンライン安全法 (OSA)	・ 規制対象のユーザー間サービス・検索サービスに対して、子どもがアクセスしうるサービスであると評価された場合、利用する子どものリスクはどれぐらいかリスク評価を行う。 ・ リスク評価においては、各コンテンツタイプに「無視できる」、「低リスク」、「中リスク」、「高リスク」のリスクレベルを割り当てることで評価する。 ・ 評価結果に応じて、「子どもの保護に関する行動規範」で提示された推奨される対策を講じる。
オーストラリア	クラス1コンテンツソーシャルメディアサービス業界規範	・ 全世界の月間アクティブユーザー数が3,000万人以上などの条件を満たすSNSに対し、リスク評価を義務付け。 ・ リスク評価においては、オンライン安全法で規定しているクラス1コンテンツについて評価。 ・ 評価結果に応じて、リスク軽減措置を講じる。 ※クラス1コンテンツとは、児童性的搾取素材や犯罪及び暴力、薬物など国内での上映や販売が禁止されるコンテンツ。
米カリフォルニア州	年齢適正設計規範法 (施行差止め)	・ 子どもが利用し得るサービスに対し、機能の提供開始前にリスク評価を義務付け。 ・ リスク評価においては、子どもの権利や安全へのリスクを評価し、データ保護影響評価 (DPIA) を作成・保管する。 ・ 評価結果対応に応じて、リスク軽減措置を講じる。

出典：各種公開情報を基に総務省作成

諸外国法制等における年齢確認方法と事業者の対応			
国・地域	法令等	年齢確認に係る内容	(参考) 事業者の対応
EU	デジタルサービス法 (DSA) に基づく未成年保護ガイドライン	・ 対象サービス：(推奨) 青少年に対してリスクの高いサービス ・ 推奨される年齢確認手法 ・ 証明書やID等による「年齢確認」(①) ・ 政府発行のIDウォレットの利用 ・ EU年齢確認ソリューションの利用 ・ 顔認証や履歴等による「年齢推定」(②) ※補完的手段 ・ なお、生年月日を入力する等の「自己申告」(③)は、プライバシー、安全性、セキュリティの面から適切ではない方法としている。	YouTube, TikTok, Instagram, Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後に Instagram, YouTube, TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)
イギリス	オンライン安全法 (OSA) に基づく(極めて有効な年齢認証に関するガイダンス	・ 対象サービス：(義務) ポルノ等のコンテンツに遭遇するサービス (推奨) その他のサービス ・ 推奨される年齢確認手法 ・ 「極めて有効な年齢認証」 - 銀行の年齢データ利用、写真付き身分証明書との突き合わせ、顔写真のAIによる年齢推定、クレジットカードの確認、メールアドレスによる年齢推定 (登録先サービス等での認証)、デジタルIDサービス等 ※EUにおける①と②に相当 ・ 一方で、自己申告 (③)、18歳未満でも使える決済手段での確認等は単独で信頼できる年齢認証方法として認められない。	YouTube, TikTok, Instagram, Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後に Instagram, YouTube, TikTokにおいてはアクティビティに基づく年齢推定システムを導入)
オーストラリア	オンライン安全法2024改正法に基づく「合理的措置」に関するガイダンス	・ 対象サービス：(推奨) 16歳未満のオーストラリアの子どもがアカウントを登録することを防止する「合理的措置」を行わなければならないサービスとして指定されたSNS ・ 推奨される年齢確認手法 ・ 多層的な「年齢認証」 - 個人の年齢・年代を確認、推定、推測するために使用される様々なプロセスを指し、「年齢推定」、「年齢推論」、「年齢検証」が含まれる。※EUにおける②と③に相当 - クロスプラットフォーム認証や相互運用可能なソリューションを年齢認証プロセスに組み込むことも検討すること。具体例として以下が挙げられる。 ・ 上流サービス (アプリ最新サービスなど) からの年齢情報の共有 ・ 同一企業が運営するサービス間での同意に基づく年齢認証情報の共有 ・ 年齢認証措置が信頼性の低い結果を生じた場合、確実な年齢認証が行われるまで、追加の安全対策 (特定コンテンツや機能へのアクセス制限など) を行う。	YouTube, TikTok, Instagram, Xのいずれのサービスでもアカウント作成時の年齢確認は自己申告 (アカウント作成後のアクティビティに基づく年齢推定等は複数のサービスで実施)

出典：各種公開情報を基に総務省作成

1
2
3

図 15～17 諸外国法制等における青少年の PF 利用に関する規定³⁷

³⁷ 本会合 (資料 4-3) 「論点整理案に関する参考資料」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

また、ニューメキシコ州では、PF の危険性をユーザーに警告せず、児童を性的搾取者から守らなかったとして Meta を提訴し、2026 年（令和 8 年）3 月、陪審団が、同社が消費者を保護する州法に違反しているとして、3 億 7,500 万ドル（約 595 億円³⁸）の支払いを命じている³⁹。

更に、カリフォルニア州では、同州に住む 20 歳の女性（訴訟開始当時は未成年）が、Instagram や YouTube のアルゴリズムや自動再生機能等が中毒状態に陥るように意図的に設計されたことにより、依存状態となり精神的な問題を抱えたとして提訴し、2026 年（令和 8 年）3 月、陪審団が、Meta 及び Google が危険な PF を設計したとして、600 万ドル（約 9 億 6,000 万円⁴⁰）のうち Meta に 70%、Google に 30%の支払いを命じている⁴¹。

④ G7

2026 年（令和 8 年）5 月 29 日に「G7 デジタル・技術大臣会合」がフランス・パリで開催され⁴²、G7 構成国・地域ほか招待国及び関係国際機関が参加し、デジタル・技術分野における政策の諸課題等についての議論が行われた。

会合では、「安全な AI の推進」、「経済成長のための AI 導入の促進」、「デジタル分野の強靱性と資源効率の確保」及び「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築」について議論が行われ、「G7 デジタル・技術閣僚宣言」が発出された。

特に「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築」に関しては、青少年の身体的、精神的、認知的な健康と発達を保護するため、「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義する G7 共通原則」を支持すること、また、青少年が利用するデジタルサービスに関する科学的知見・評価を強化するための科学的イニシアティブの構築に向けた議論を議長国フランスが主導していくこととされた。

³⁸ 支払いを命じた当時の為替レートによる。（1 ドル = 約 160 円）

³⁹ ニューメキシコ州司法省報道発表（令和 8 年 3 月 24 日）

<https://nmdoj.gov/press-release/new-mexico-department-of-justice-wins-landmark-verdict-against-meta/>

⁴⁰ 支払いを命じた当時の為替レートによる。（1 ドル = 約 160 円）

⁴¹ 「All About Layer」（令和 8 年 3 月 31 日）

<https://allaboutlawyer.com/meta-youtube-social-media-addiction-lawsuit-verdict-2026/>

⁴² 総務省報道発表（令和 8 年 6 月 1 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000347.html

＜青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則＞

- ・原則1：年齢確認は、青少年に年齢に適した体験を提供するために不可欠である。
- ・原則2：セーフティー・バイ・デザインのアプローチにより、青少年をオンライン上の危害から守る。
- ・原則3：児童性的虐待コンテンツ及び同意に基づかない私的な画像の製造等は、防止されなければならない。
- ・原則4：ペアレンタルコントロール・ツールが利用できるようにすべき。
- ・原則5：デジタル技術やメディアのリスクを認識し、オンライン上での健全な成長を促すため、情報リテラシー等を強化すべき。
- ・原則6：青少年の安全は、リスクの管理・評価・低減の実施等により確保する。
- ・原則7：青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築は、デジタルサービス提供者と関連ステークホルダーとの協力によって実現される。



「G7デジタル・技術大臣会合」の成果文書について①

- 2026年6月15日から17日の「G7サミット」（於：フランス・エヴィアン）に先立ち、5月29日に「G7デジタル・技術大臣会合」（於：フランス・パリ）が開催。
- 同会合で発出された「G7デジタル・技術閣僚宣言」、「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」の概要は、以下のとおり。

1. G7デジタル・技術閣僚宣言

トピック	主な内容
①安全なAIの推進	・ 広島AIプロセス（HAIP）報告枠組みの改訂版を称賛し、HAIPを重要なマルチステークホルダー・プラットフォームと認識する。HAIPフレンドシップの開発途上国へのさらなる拡大及びアクションプランを歓迎する。 ・ AIリスク評価フレームワークの相互理解や比較可能性の向上等のための多様なステークホルダーによる議論を開始する。 ・ 「AI生成合成コンテンツメタディテクター」※1の機能強化への寄与も含め、合成コンテンツの検知に関し専門家の議論を継続する。 ※1 2025年2月フランスAIアクションサミットにてフランスが立ち上げ、オープンソース化
②経済成長のためのAI導入の促進	・ AIのオープン性はAIの普及に寄与するものの、その曖昧さがAIの信頼を損ない導入を弱める可能性があることに鑑み、AIのオープン性に関する用語の明確化を図る「AIのオープン性に関する機会と共通言語に関する我々のビジョン」※2に期待する。 ・ OECDの協力により開発した「G7 中小企業AI導入準備度ツール」を企業に提供する。
③デジタル分野の強靱性と資源効率の確保	・ 「デジタル分野におけるレジリエンス及び資源効率の向上に資する取組の国際的な概観」※3に関する議長国フランスの努力を認識する。 ・ エネルギー分野での知識とベストプラクティス共有の初期の取組の一環として、仏国Inria（国立情報学自動制御研究所）が主導してまとめた政策文書「エージェンティックAI：導入、普及及び影響」※3に留意する。
④青少年のためのより安全・安心なデジタル空間の構築	・ 青少年の身体的、精神的、認知的な健康と発達を保護するため「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」を支持する。 ・ 青少年が利用するデジタルサービスに関する科学的知見・評価を強化するための科学的イニシアティブの構築に向けた議論を議長国フランスが主導していく。

※2 「G7デジタル・技術閣僚宣言」、「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」とともに成果文書の一つとして発出 ※3 議長国文書

2. 「青少年のためのより安全・安心なデジタル空間を定義するG7共通原則」

原則 1

- ・ 年齢確認は、青少年に年齢に適した体験を提供するために不可欠である。

原則 2

- ・ セーフティー・バイ・デザインのアプローチにより、青少年をオンライン上の危害から守る。

原則 3

- ・ 児童性的虐待コンテンツ及び同意に基づかない私的な画像の製造等は、防止されなければならない。

原則 4

- ・ ペアレンタルコントロール・ツールが利用できるようにすべき。

原則 5

- ・ デジタル技術やメディアのリスクを認識し、オンライン上での健全な成長を促すため、情報リテラシー等を強化すべき。

原則 6

- ・ 青少年の安全は、リスクの管理・評価・低減の実施等により確保する。

原則 7

- ・ 青少年のためのより安全で安心なデジタル空間の構築は、デジタルサービス提供者と関連ステークホルダーとの協力によって実現される。

図 18 及び 19 G7 デジタル・技術大臣会合について ⁴³

(2) 地方公共団体の動向

国内では、地方公共団体において独自の取組が行われており、愛知県豊明市では令和7年10月から、青少年のみならず、大人も含めたスマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面・精神面及び生活面への悪影響に関する対策を総合的に推進することを目的として、「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」が施行された⁴⁴。

同条例では、仕事や学校以外の余暇時間におけるスマートフォン等の使用は1日当たり2時間以内を目安とすること、スマートフォン等の使用について、小学生は午後9時以降、中学生以上は午後10時以降使用を控えることを、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促すことが規定されているが、同条例の附帯決議において、同条例は理念条例であり、飽くまで目安として市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこととされている。

⁴³ 本会合（参考資料5）「G7 デジタル・技術大臣会合について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001075681.pdf

⁴⁴ 2025年10月1日「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」施行

<https://www.city.toyoake.lg.jp/22107.htm>

- 1 類似の条例は、令和2年の香川県や平成28年の北海道日高町等でも制定・
2 施行されている。

愛知県豊明市「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」について

2025年9月22日、豊明市議会で「豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例」案が賛成多数で可決し、同年10月1日に施行。青少年のみならず、大人も含めた**スマートフォン等の過剰使用が引き起こしかねない身体面・精神面及び生活面への悪影響に関する対策**を総合的に推進することを目的とする。

- ・ 仕事や学校以外の余暇時間におけるスマートフォン等の使用を**1日あたり2時間以内を目安**とするよう、市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第4条）
- ・ スマートフォン等の使用について、**小学生は午後9時以降、中学生以上は午後10時以降**使用を控えるよう市、保護者、学校等及び専門職等が連携して促す。（第5条）
- ・ 第5条から第8条までにおいて、市、保護者、学校等のそれぞれの役割について規定。

【豊明市スマートフォン等の適正使用の推進に関する条例の制定に対する附帯決議より】
本条例は理念条例であり、スマートフォン等の使用時間に関する記述はあくまで**目安**であることを明確にし、市民の生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重した運用を行うこと。

■類似条例を制定している地方公共団体

団体名	香川県	北海道日高町	京都府京都市
条例名	香川県ネット・ゲーム依存症対策条例	日高町生きる力を育む早寝早起き朝ごはん運動の推進に関する条例	子どもと共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例
施行日	令和2年4月1日施行	平成28年4月1日施行	平成23年4月1日施行
特徴的な規定	・子どものPCゲームの利用は1日当たり60分まで（休業日は90分まで） ・スマートフォン等の使用は中学校卒業までの子どもは午後9時、それ以外の子どもについては午後10時まで	・テレビの視聴時間、インターネットやゲームなどの使用時間を適切に管理し、子どもの適切な睡眠時間を確保するなど早寝早起き朝ごはん運動を実践 ・子どもの健全な生活習慣の確立	・電子・映像メディア（インターネット、テレビ、ゲーム等）に子どもが過度に依存しない家庭環境の形成

※その他に長崎県、鳥取県及び兵庫県が青少年のインターネットの利用に関し規定を定めている。

3
4 図 20 地方公共団体におけるインターネット利用に係る青少年保護に関する
5 取組事例 ⁴⁵
6

⁴⁵ 本会合（資料 1-3）「青少年保護の取組状況等について」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001053021.pdf

3 関係者の取組

青少年のインターネット利用を巡る関係者としては、青少年を保護・監督する保護者のほか、通信回線を提供する携帯電話事業者、スマートフォンの機能を提供するOS事業者、SNS等のサービスを提供するPF事業者、アプリストア運営事業者等が存在するため、各者による青少年保護のための取組の整理を行った。

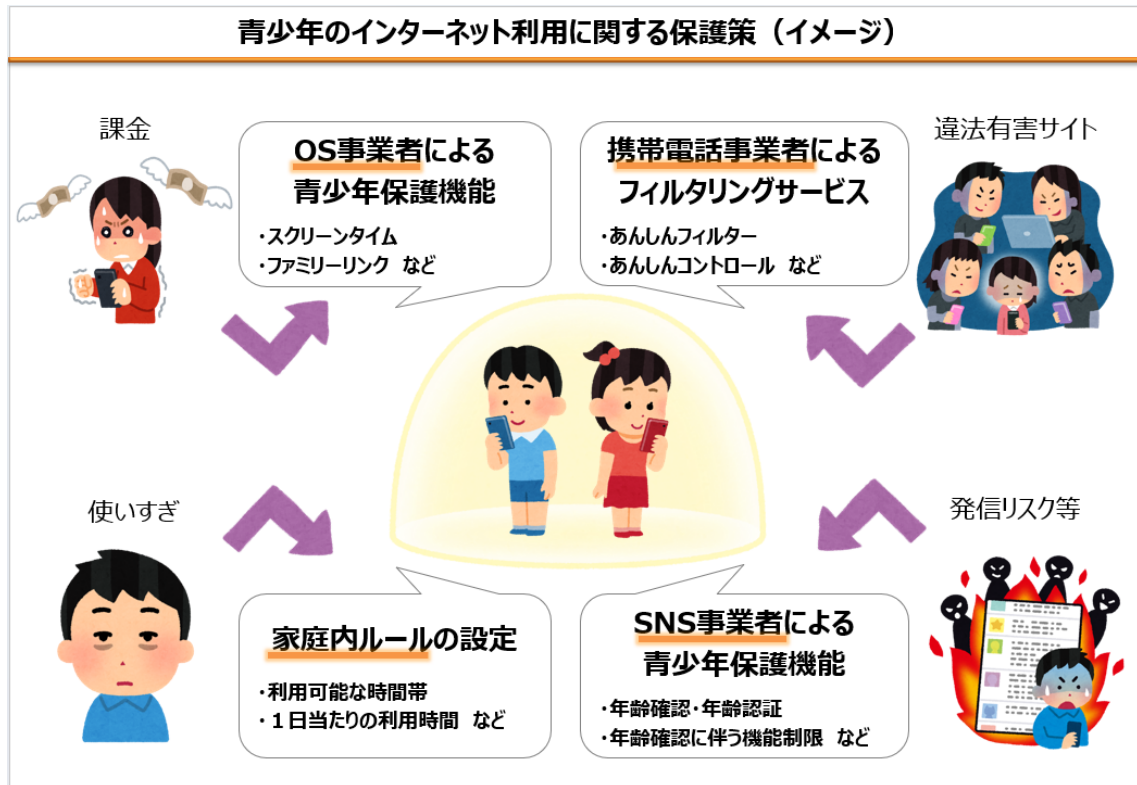


図 21 青少年のインターネット利用に関する保護策（イメージ）⁴⁶

（１）保護者による青少年保護の主な取組

環境整備法において、保護者は、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、青少年のインターネットの利用状況の把握、フィルタリングソフトウェア等による利用管理、インターネット活用能力の習得促進に努めること（同法第6条）とされており、その保護する青少年を家庭において監護・養育する保護者の果たすべき役割が規定されている。

総務省、こども家庭庁等では、青少年保護への理解増進、フィルタリング

⁴⁶ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

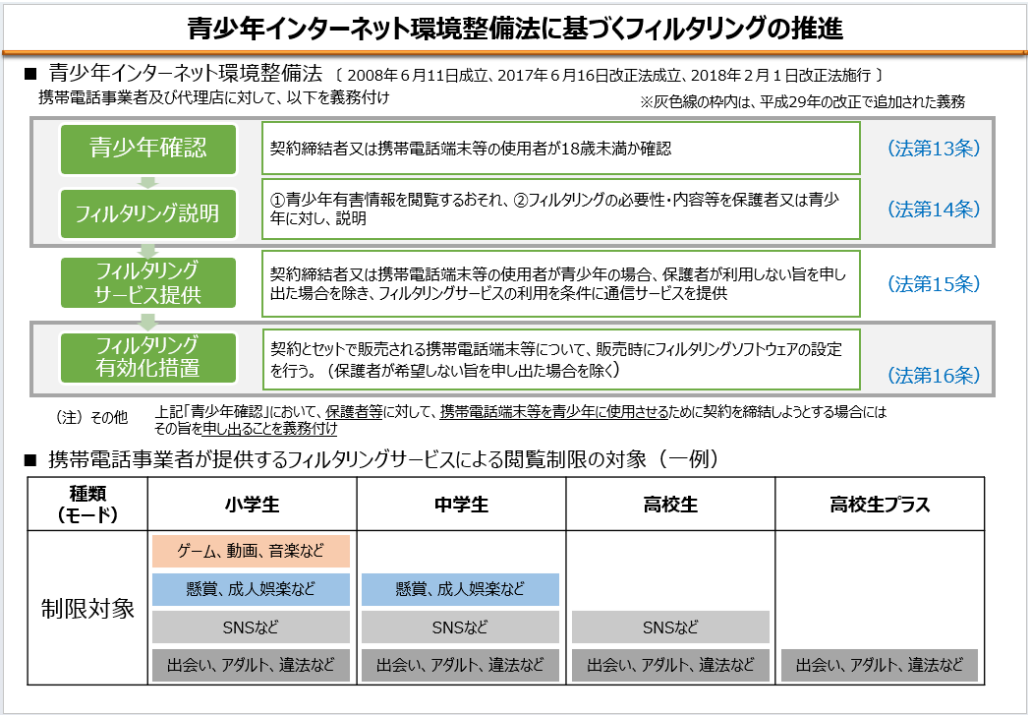
の利用促進及びペアレンタルコントロールの普及啓発に向けた教材を作成・周知し、保護者のリテラシーの向上の促進を図っている。

また、3（2）において後述する携帯電話事業者のフィルタリングサービスの利用に当たっては、携帯電話回線契約時の青少年申告義務（同法第13条第3項）や、フィルタリングサービスの提供・有効化措置を希望しない旨の申告ができることも規定されている（同法第15条及び第16条）。

（2）携帯電話事業者による青少年保護の主な取組

環境整備法では、携帯電話事業者に対して、青少年確認義務（同法第13条）、フィルタリングに関する説明義務（同法第14条）、フィルタリングサービスの提供義務（同法第15条）及びフィルタリング有効化措置義務（同法第16条）が課されている。

携帯電話事業者が提供しているフィルタリングサービスでは、環境整備法の制限対象となる青少年有害情報の閲覧を防止するフィルタリング機能に加え、一部の端末やサービスでは、アプリフィルタリング、発信制限、利用時間の制限等の機能も提供されている。



OS事業者のペアレンタルコントロール機能と携帯電話事業者のフィルタリング機能

- OS事業者において、利用時間の管理、アプリのインストールや利用の制限等ができるペアレンタルコントロール機能が提供されている。
- 携帯電話事業者等には、保護者から利用しない旨の申し出がない限り、フィルタリングサービスの提供が義務付けられている。

OS事業者が提供する主なペアレンタルコントロール機能

■ 利用時間の把握・制限

- ・各アプリの使用時間等のデバイスの全体的な使用時間について把握可能
- ・各アプリの使用時間の制限や、深夜などの特定時間の利用制限が可能



■ アプリの使用制限

- ・成長度合（年齢）に応じて、段階ごとにすべてのアプリを分類。

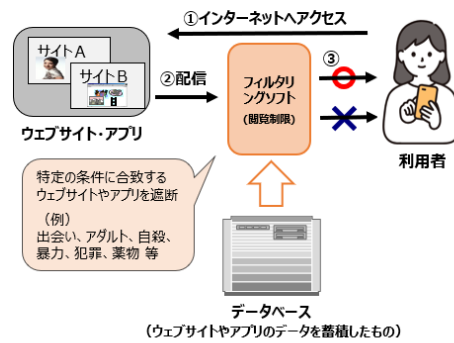
(例)

レート	内容
4+	4歳未満の子どもに不適切
9+	9歳未満の子どもに不適切
13+	13歳未満の子どもに不適切
16+	16歳未満の子どもに不適切
18+	17歳未満の子どもに不適切



※画像・仕様はiOSのスクリーンタイムより

携帯電話事業者が提供するWebフィルタリング機能



青少年のスマートフォン利用における技術的な保護策の現状

環境整備法「青少年有害情報フィルタリングサービス」として求められる機能

	ウェブフィルタリング	アプリフィルタリング	発信の制限・見守り機能	利用時間の制限
あんしんフィルター (ドコモ、au、ソフトバンク)	○	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	×	○
あんしんコントロール (楽天モバイル)	○	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	△ Androidでは送受信メッセージの監視機能がある (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)	△ Androidでは可能 (iOSにおいてはスクリーンタイムの機能を活用)
スクリーンタイム (Apple)	○	○	○	○
ファミリーリンク (Google)	○	○	○	○

図 22～24 環境整備法に基づくフィルタリングについて ⁴⁷

⁴⁷ 本会合（資料3）「個別論点ごとの議論」より抜粋（見守り機能の例：青少年のメッセージの送受信を保護者に通知）
https://www.soumu.go.jp/main_content/001056480.pdf

1 なお、青少年の携帯電話の契約に当たっては、青少年が契約者となる場合
2 （親権者の同意書及び本人確認書類も必要）は、契約者の本人確認が実施さ
3 れているほか、使用者となる場合であっても、その使用者である青少年の本人
4 確認書類の提出又は生年月日の申告等を求めている。

MNOにおける新規契約時の青少年確認方法（必要書類）				
赤字：他社との差異	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	楽天モバイル
契約可能年齢	・小学生以下の名義の契約不可	・小学生以下の名義の契約不可 ※中学校入学の3か月前から契約可能	・12歳未満の名義の契約不可	・制限なし
＜対面＞ 青少年が 契約者 の場合	・青少年の本人確認書類 ・親権者の「同意書及び本人確認書類」 ・親権者であることが分かる書類（戸籍謄本、住民票など） ※契約者と親権者の本人確認書類において、名字・住所が同一であることが確認できる場合は不要		・青少年の本人確認書類 ・親権者の「同意書及び本人確認書類」	
＜対面＞ 青少年が 使用者 の場合	・契約者の本人確認書類 ・使用者の本人確認書類		・契約者の本人確認書類 ・使用者の本人確認書類 ※使用者の本人確認書類がない場合、契約者による使用者年齢の申告に基づき確認することが可能	（使用者である青少年が契約者である場合のみ可）
＜オンライン＞ 青少年が 契約者 の場合	・契約不可	（KDDI・UQ） ・契約不可（店頭へ誘導） （povo） ・13歳以上の名義の契約可 ・青少年の本人確認書類 ・親権者の同意書	・契約不可	・青少年の本人確認書類 ・親権者の同意書
＜オンライン＞ 青少年が 使用者 の場合	・対面と同等の書類が必要	・契約者の本人確認書類 ・使用者（未成年者）の生年月日を取得	・対面と同等の書類が必要	（使用者である青少年が契約者である場合のみ可）

注：上記表は青少年であることを確認するために必要となる書類のみを記載しており、契約時に必要となるその他書類（金融機関口座情報など）は省略。

（2026年1月末時点）

5 図 25 MNO における新規契約時の青少年確認方法（必要書類）⁴⁸

8 契約者又は使用者が青少年となる場合、携帯電話事業者は、青少年有害情
9 報を閲覧するおそれがあること、フィルタリングの必要性・内容等を保護者
10 又は青少年に対し説明することが環境整備法において義務付けられている
11 が、令和 7 年 1～3 月の調査⁴⁹では、青少年確認義務の履行率はMNO⁵⁰で 84%、
12 MVNO⁵¹で 73%となっている。また、回線契約とセットで販売される携帯電話

⁴⁸ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

⁴⁹ 令和 6 年度覆面調査 実施時期：令和 7 年 1 月から同年 3 月まで。
 調査概要：MNO サービス（4 社）、MVNO サービス（10 社）、光ファイバインターネットサービス（10 社）を対象に、消費者保護ルールの実施状況に関する利用者への説明・対応の実施状況等について調査を実施。

⁵⁰ MNO（Mobile Network Operator）：電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

⁵¹ MVNO（Mobile Virtual Network Operator）：MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

端末等については、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行い、その機能を有効化する措置も義務付けられているが、その設定率はMNOで71%、MVNOで65%となっている。

これに対して、令和7年7月、総務省は対象事業者及び業界団体に対し、消費者保護ルールの遵守についての要請文書を発出している。

これまでのMNOサービス実地調査（覆面調査の結果）							
・青少年インターネット環境整備法第13条に規定される購入時の青少年確認義務の履行状況は72～88%。							
MNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認があった	79%	70%	76%	63%	73%	76%
	口頭以外での確認があった（書面、動画、音声ガイド等）	6%	11%	7%	9%	15%	8% 計84%
	確認がなかった	14%	19%	16%	28%	12%	16%
	N	160	165	165	166	140	140
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あった	93%	77%	73%	85%	94%	85%
	なかった	7%	23%	27%	15%	6%	15%
	N	15	13	51	55	53	52
フィルタリングサービスを使える状態にしてみましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	89%	63%	79%	78%	77%	71%
	はい（有償）	0%	0%	2%	4%	4%	0%
	いいえ（自分で設定するように言われ、案内を受け取った）	6%	19%	16%	15%	15%	17%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	0%	6%	4%	4%	0%	6%
	いいえ（その他）	6%	13%	0%	0%	4%	6%
	N	18	16	57	55	53	52

これまでのMVNOサービス実地調査（覆面調査の結果）							
MVNO		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
携帯電話の利用者について確認がありましたか。 【第13条青少年確認】	口頭での確認	46%	62%	55%	53%	54%	43%
	口頭以外での確認（書面、動画、音声ガイダンス等）	7%	6%	7%	21%	23%	30% 計73%
	確認がなかった	47%	32%	38%	26%	23%	27%
	N	254	195	195	195	145	146
フィルタリングの必要性・内容の説明がありましたか。 【第14条フィルタリング説明】	あった	81%	69%	69%	74%	80%	80%
	なかった	19%	31%	31%	26%	20%	20%
	N	89	133	120	144	40	40
フィルタリングサービスを使える状態にしましたか。 【第16条フィルタリング有効化】	はい（無償）	44%	42%	50%	45%	17%	15%
	はい（有償）					43%	50% 計65%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、案内を受け取った）	23%	37%	23%	35%	31%	18%
	いいえ（自分で設定するよう言われ、それ以上の説明はなかった）	13%	16%	10%	10%	6%	0%
	いいえ（その他）	19%	5%	19%	11%	3%	18%
	N	30	19	40	40	35	40

図 26 及び 27 これまでの MN0 及び MVNO のサービス実地調査⁵²

なお、諸外国においては、米国、EU、英国、豪州、韓国等で、携帯電話事業者に対する法的義務はないものの、フィルタリングサービスが利用されており、青少年の端末の閲覧画面を収集するサービスや、メッセージの送受信モニタリング・アラート機能やマネーマネジメント能力の育成機能等を有する有償サービスが存在している。

⁵² 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

諸外国におけるフィルタリングサービス（一例）					
■ 米国・韓国のサービスではこどもの端末の閲覧画面を収集するサービスが存在。 ■ その他、メッセージの送受信モニタリング・アラート機能やマネーマネジメント能力の育成機能等を有するサービスもある。					
サービス名 (事業者名)	提供地域	特徴的なサービス・機能	対象OS	利用者数	料金体系
OurPact (米Eturi社)	米国	【自動スクリーンショット】 ・ こどものデバイスのスクリーンショットを一定の時間ごとにリアルタイムで収集し定期的に親に共有されるシステム ・ 事前に設定した不適切カテゴリでフラグ付けすることも可能 （※iOSにおいては、こどものプライバシーに配慮し、その同意を取得した上で実施）	iOS Android	100万人以上	7～10ドル/月
Qustodio (西Qustodio社)	EU 英国 オーストラリア等	【メッセージのモニタリング】 ・ 受信または送信されたプライベートなメッセージの送受信の相手・時間・内容を確認する機能（※Androidのみ対応） 【AI搭載アラート】 ・ ウェブサイトおよびSNSなどで、いじめ、自傷行為、学校などの気になるトピックをAIが検出した場合に、メールやプッシュ通知が保護者へ届く機能 （※Androidのみ対応）	iOS Android	利用家庭数 800万家庭～	55ドル/年 100ドル/年 ※プランにより異なる
ScreenCoach (豪ScreenCoach社)	オーストラリア	【利用時間の制限・延長】 ・ 予め設定した Todo （家事や学校の課題、運動や読書等の健康的な習慣）をこどもがこなした際、ご褒美として スクリーンタイムの延長 と交換可能な「トークン」やお小遣いと交換可能な「ジュエル」を付与 【マネーマネジメント能力の育成】 ・ 保護者はすべての入金や支出（サブスクリプション含む）を ScreenCoach 上で承認・管理可能 ・ 子どもに自分の支出履歴を確認させることで、お金がどこに使われているのかを理解させ、資金管理と生活スキルの向上を促進する	iOS Android	累計1万DL以上 有料会員数：200人以上	8ドル/月 40ドル/半年 60ドル/年
Xkeeper (韓8snippet社)	韓国	【端末の画面確認】 ・ 端末の画面に現在表示されている画面を確認する機能（子どものプライバシー保護のため、画面は低画質で表示）	Android	累計会員数54万以上	33,000ウォン/年

出典：各種公開情報を基に総務省作成

図 28 諸外国におけるフィルタリングサービス（一例）⁵³

（3）OS 事業者による青少年保護の主な取組

OS 事業者は、iOS のスクリーンタイムや Android のファミリーリンクといった、アプリのインストールや利用の管理等ができるペアレンタルコントロール機能を提供している。これらの機能では、ウェブフィルタリングやアプリフィルタリングに加えて、課金制限や利用時間設定、発着信を含むコミュニケーションの制限・見守り等のプライバシーを管理する機能があり、従来

⁵³ 本会合（資料3）「個別論点ごとの議論」より抜粋（一部加筆・修正あり）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001056480.pdf

1 型のフィルタリングサービスと比較して幅広いリスクに対応している。

【Android】ファミリーリンクによるペアレンタルコントロール

対象 13歳未満の場合、アカウント作成にファミリーリンクの設定が必須 13歳以上についても、一部の機能を設定可能 設定方法 「ファミリーリンク」アプリをダウンロードして、保護者のGoogleアカウントと青少年のアカウントを紐づけ	主な機能 - Webフィルタリング：Chromeの制限と同様 - アプリフィルタリング：Google Playの制限と同様 - 利用時間の把握、制限 - 位置情報の把握 - 広告のパーソナライズの無効化、及びデリケートな広告カテゴリの広告配信の制限 - 各種Googleサービスの利用制限や保護機能の管理 - Google Play：レーティングに応じたダウンロード制限、課金の制限 - YouTube：コンテンツのレベルの設定等 - Chrome：不適切なWebサイトの閲覧制限（ALSIが提供するURLデータに基づいてフィルタリング）、セーフサーチの設定、個別URLの閲覧制限
--	---

2

【iOS】スクリーンタイムによるペアレンタルコントロール

対象 13歳未満の場合、保護者等が代理でアカウントを作成し、設定可能 13歳以上の青少年についても、同様の機能を設定可能 設定方法 「設定」からファミリー共有をし、保護者のApple Accountと青少年のアカウントを紐づけ - 青少年が利用する端末でも設定可能（パスコードを設定）	スクリーンタイム 主な機能 - Webフィルタリング：成人向けのコンテンツの制限、許可されたWebサイトのみのアクセス - アプリフィルタリング：AppStoreにおけるレーティングに基づくダウンロード制限、個別アプリの非表示設定 - 利用時間の把握、制限 - 位置情報の把握 - アプリ内課金の制限 - 通信・通話相手の制限（通話、FaceTime、メッセージ） - ヌード画像が含まれる写真またはビデオを送受信した場合の警告表示
---	--

▲ファミリー共有

▲警告表示のイメージ

3 図 29 及び 30 OS 事業者が提供するペアレンタルコントロール機能の例 ⁵⁴

⁵⁴ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

また、Apple 及び Google は、アカウントに紐づけられた生年月日に基づき、年齢範囲の情報をアプリ事業者に提供することができる API 連携機能の提供⁵⁵を順次開始している。プライバシーに配慮し、生年月日そのものの提供は行わず、また、保護者がデータ共有を明示的に同意した場合のみ、当該機能をアプリ事業者が利用することで、アプリ側が年齢確認に利用できるようになっている。

なお、環境整備法では、OS 事業者に対し、携帯電話事業者によるフィルタリング有効化措置や、端末製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置等が円滑に講じられるように、OS 開発の努力義務（同法第 19 条）が課せられている。

利用者年齢情報の確認手法の例（OS・マイナンバーカード・携帯電話事業者）

提供者／提供形態	概要
Apple (Declared Age Range API)	- 本APIにより、アプリ事業者はこどもの「Apple Account」に関連づけられた年齢範囲の情報を確認可能（こどものプライバシーに配慮し、生年月日の情報は取得されない）。 - アプリ事業者は3つの閾値を設定することが可能。例えば、閾値を「13歳・15歳・18歳」と設定した場合、「under 13, 13+, 15+, 18+」という4つの年齢範囲となり、どの区分に該当するか確認できることとなる。 - 保護者がデータ共有を明示的に同意した場合にのみ、アプリ事業者は年齢範囲の情報を確認可能。 - 本APIは、iOS26から対応した機能。
Google (Play Age Signals API)	- 本APIにより、アプリ事業者は「Google Account」に関連づけられた年齢範囲の情報を確認可能（プライバシーに配慮し、生年月日の情報は取得されない）。 - アプリ事業者は3つの閾値を設定することが可能。例えば、閾値を「13歳・15歳・18歳」と設定した場合、「under 13, 13+, 15+, 18+」という4つの年齢範囲となり、どの区分に該当するか確認できることとなる。 - ユーザー又は保護者がデータ共有を明示的に同意した場合にのみ、アプリ事業者は年齢層の情報を確認可能。 - 本APIは、グローバルに展開される予定であり、現在各地域の法規制等を踏まえつつ開発・検討を進めている段階（2026年3月17日よりブラジルで提供開始）。
デジタル庁 (スマートフォンのマイナンバーカード)	- 法改正により、マイナンバーカードの属性証明機能（氏名、住所、生年月日等）をカード代替電磁的記録としてスマホ搭載が可能となっている。 - iPhoneは2025年6月24日から対応開始。Androidは2026年秋頃に対応予定。 - 属性証明機能のスマホ搭載に際し、マイナンバーカードの「署名用電子証明書」の提出が必要となる。署名用電子証明書は実印に相当するため、15歳未満については住基カードにおける取扱いと同様に原則として発行していない。そのため、15歳未満ではスマホ搭載が原則不可となる。
携帯電話事業者 (利用者年齢情報)	- 携帯電話事業者が、携帯電話回線契約時等において取得した利用者年齢情報を提供するもの。 - MNO 4 社及び一部のMVNOのみ、利用者年齢情報を提供（一部有償）。

注：各種HP情報、聞き取り情報等を踏まえ、総務省作成。

図 31 利用者年齢確認手法の例⁵⁶

⁵⁵ Apple では iOS26 から提供開始、Android では、ブラジルにおいて令和 8 年 3 月から提供開始しており、今後グローバルに展開される予定。

⁵⁶ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

(4) PF 事業者による青少年保護の主な取組

環境整備法は、SNS や電子掲示板等の特定サーバー管理者に対して、青少年有害情報について、青少年の閲覧を防止する措置の努力義務（同法第 21 条）を課している。

各 PF 事業者は、**青少年有害情報**の閲覧防止に加え、依存の防止やプライバシーの保護、発信に係るリスクからの保護等のために、いくつかの青少年保護機能・措置を講じている⁵⁷。

サービスごとに設計や特性が異なることから単純な機能比較を行うことには限界があると考えられるが、PF 事業者が提供するサービスの中には、一部リスクに対応する機能・措置が実装されていない場合や、保護者が個別にカスタム設定を行わないと機能・措置が作動しない仕様になっている場合等が確認できる。また、一定の保護機能が実装されている場合でも、サービスごとに異なるリスクに十分対応したものとなっているか否かを確認することが困難な場合も見受けられる。

※青字：カスタム設定により制限を強化 プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組		
	Instagram 	TikTok 
サービスの概要	写真・動画の投稿、ライブ配信、チャット等	動画の投稿、ライブ配信、チャット等
青少年保護機能・措置		
リスク評価の実施・公表	—	—
有害情報の閲覧防止	・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：自殺、自傷行為、摂食障害に関連する検索結果の非表示 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限	・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：未成年に不適切な可能性のあるコンテンツの表示を制限、「成人の視聴者を想定したコンテンツ」や「複雑なテーマを含む動画」が自動的に除外 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限
依存の防止	・中毒性のある機能の制限 ・利用時間の制限：視聴時間が60分を超過するとアプリを閉じるよう通知、夜間はスリープモードが適用され通知停止	・中毒性のある機能の制限：類似性チェックにより、多様なコンテンツが表示される ・利用時間の制限：1日60分の視聴時間制限（パスコードの入力が必要）、1日100分以上利用した場合の視聴時間を設定を促す通知、視聴時間を振り返る通知が毎週送信、夜間の通知の停止、午後10時以降に利用している場合の瞑想エクササイズ表示 ・その他：ギフトの購入制限
プライバシーの保護	・プライバシー設定：（13～15歳）非公開アカウント、ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限：外部アプリから未成年のデータへアクセス不可	・プライバシー設定：アカウント非公開、ライブ配信の制限、投稿したコンテンツの他者によるダウンロードやリミックスが不可 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限
発信に係るリスクからの保護	・発信機能の制限：（13歳～15歳）ライブ配信の制限、DM相手の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするのを促す警告が表示、ヌードが含まれる画像の送受信に警告を表示	・発信機能の制限：（13～15歳）DM機能オフ、ライブ配信の禁止 ・不適切な発信時の警告の表示：コミュニティガイドラインに違反する内容を含むコメントを投稿しようとした場合、警告が表示
ペアレンタルコントロール機能	・アクティビティの確認：報告と違反に関する状況、フォロー・フォロワーリスト、利用時間、DMの相手 ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：コンテンツ制限レベルの緩和の承認 ・プライバシー設定の変更：保護者の同意が必要 ※制限の緩和のみ ・その他：「ティーンアカウント」の自動設定	・アクティビティの確認：利用時間、ブロックしたすべてのアカウント、フォロー・フォロワーリスト ・利用時間の制限設定 ・コンテンツの閲覧制限設定：未成年には適していない可能性があるコンテンツの表示が制限可能 ・プライバシー設定の変更：アカウントの公開範囲の管理

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

⁵⁷ 事業者による安心・安全の取組の公開の例：<https://smaj.or.jp/safety/>

※青字：カスタム設定により制限を強化			
プラットフォームサービスにおける青少年保護の主な取組			
	X 	YouTube 	LINE 
サービスの概要	テキスト・写真・動画の投稿、チャット等	動画の投稿・視聴、ライブ配信等	メッセージング、音声・ビデオ通話等
青少年保護機能・措置	リスク評価の実施・公表	—	—
	有害情報の閲覧防止	・コンテンツモデレーションの実施 ・セーフサーチ：成人向けコンテンツ、ヘイト表現等がタイムラインから排除 ・広告の制限：ターゲティングの制限、特定コンテンツの未成年への配信の制限、閲覧履歴や位置情報に基づく広告表示の制限設定が可能	・コンテンツモデレーションの実施：（オープンチャット）特定のトークルームの露出制限・内容確認、モニタリングの優先・厳格対応 ・セーフサーチ：（オープンチャット）法的年齢制限のあるカテゴリ等の検索結果非表示 ・広告の制限：特定コンテンツの未成年への配信の制限
	依存の防止	・中毒性のある機能の制限：動画の自動再生をオフに可能 ・利用時間の制限	・中毒性のある機能の制限 ・利用時間の制限
	プライバシーの保護	・プライバシー設定：非公開アカウント、DM相手の制限、メールアドレスや電話番号によるアカウント検索機能のオフ ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限	・プライバシー設定：友だち追加制限（電話番号、LINEID）、特定カテゴリのオープンチャットの参加制限 ・通報/ブロック機能 ・データ取得制限
	発信に係るリスクからの保護	・発信機能の制限 ・不適切な発信時の警告の表示：人を傷つけるおそれのあるコメントを投稿しようとするとき警告が表示	・発信機能の制限：（オープンチャット）自動削除されるNGワードを設定 ・不適切な発信に係る警告の表示：（オープンチャット）発信リスクに係る警告を表示
	ペアレンタルコントロール機能	・アクティビティの確認：YouTube視聴・検索履歴の閲覧、こどものチャンネルの概要、アップロードした公開動画等の数等の共有 ・利用時間の制限設定 ・コンテンツ閲覧制限：特定コンテンツの非表示 ・プライバシー設定の変更：公開範囲の管理 ・その他：アプリ内購入機能が制限可能	

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

図 32 及び 33 PF サービスにおける青少年保護の主な取組⁵⁸

また、違法情報ではないが青少年有害情報に該当し得るアダルト広告等が青少年の目に触れる実態が問題視されているが、各 PF 事業者は自社の広告掲載基準において性的コンテンツを含むものや、ダイエットや美容等の青少年の健康に影響を与える可能性のある広告の配信を制限する等、広告の表示について青少年保護に配慮した一定の取組が実施されている。一方、パーソナライズの制限については、規定のない事業者も含め、その対応には差が見られる状況である。

⁵⁸ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

プラットフォームサービスにおける広告の閲覧制限について			
■ 各媒体において、広告掲載基準が定められ、青少年保護に配慮した取組も実施されている。 ■ 特定のコンテンツについて、未成年への配信を制限はいずれの媒体でも実施されているが、広告のパーソナライズの制限やターゲティングの制限には対応にばらつきがある。 出典：各社HP情報等を基に総務省作成			
媒体	広告掲載基準	広告掲載基準のうち、特に青少年保護に係る規定	
		有無	詳細
Google	○	○	・ 広告のパーソナライズの無効 ・ ターゲティングの制限：犯罪や性的指向といったデリケートな情報に該当するカテゴリの広告の場合は任意のターゲティング不可 ・ 未成年への配信の制限：性的な成人向けコンテンツ、アルコール、タバコ、危険ドラッグ、身体改造・減量、懸賞、花火や武器といった危険なコンテンツ、ギャンブル、カジノ、医薬品・サプリメント、暴力、金融、政治・宗教、性的・恋愛、スパイ行為、大人向けオンラインコミュニティ ※13歳未満と、13歳以上17歳以下で強度が異なる
YouTube	○	○	・ 広告のパーソナライズの無効 ・ ターゲティングの制限：犯罪や性的指向といったデリケートな情報に該当するカテゴリの広告の場合は任意のターゲティング不可 ・ 未成年への配信の制限：子どもにとって不適切なメディア・ビデオゲーム、出会い系・交流サイト、美容・減量、食品・飲料、違法または規制対象の商品、政治的・宗教的な広告、アダルトコンテンツに関する広告、有害なコンテンツ、暴力的なコンテンツ
Meta (Instagram、Facebook)	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：性別、市区町村レベルの狭い地域、興味関心データは使用不可 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、デート・出会い、健康・美容、タバコ、医薬品、金融、オンラインギャンブル、オンラインゲーム、一部の性的コンテンツ等
TikTok	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：性別、購買力、世帯年収、興味関心データ等の利用禁止 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、金融、ギャンブル、ヘルスクエア・医薬品、政治宗教、未成年者の健康や安全を危険にさらす可能性のある素材、成人向け、危険物、知財侵害、暴力、体重管理等
X	○	○	・ パーソナライズの制限 ・ ターゲティングの制限：未成年のみを対象としたターゲティング不可 ・ 未成年への配信の制限：アルコール、武器・弾薬、花火、タバコ、規制物質等、薬物、ダイエット商品、健康補助食品、賭博商品、タトゥー・ボディピアス等、性的な商品、性的な成人向けコンテンツ等
LINE	○	○	・ 広告のパーソナライズ・ターゲティングの制限：（Yahoo!広告においてパーソナライズ・ターゲティングの制限。2026年春にプラットフォーム統合後の「LINEヤフー広告」に適用予定。） ・ 未成年への配信の制限：年齢制限表記義務あるいは未成年への配慮義務（アルコール、公営競技、宝くじ、スポーツ振興くじ、結婚紹介業、婚活パーティ等、出会い系、金融系）

図 34 PF サービスにおける広告の閲覧制限について ⁵⁹

なお、保護措置の前提となる年齢確認については、基本的にいずれのサービスにおいても、利用者によるアカウント作成時の自己申告となっているが、一部事業者においては、携帯電話事業者の登録情報に基づき、より厳格な年齢確認を実施している。

自己申告による年齢確認を採用している一部事業者においては、利用開始後に、AI を活用した検知システムやその他利用者からの通報により、自己申告の年齢と利用者の実際の年齢が異なることが疑われた場合、身分証明書による確認や自撮り動画の年齢予測ツール等による年齢確認を実施し、アカウントの停止・削除といった対応が取られている。

⁵⁹ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋（一部加筆・修正あり）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

日本におけるプラットフォームサービスの年齢確認方法				
■ 利用開始時の年齢確認方法について、自己申告で生年月日を入力する手法が多く取られているところ、LINEでは携帯電話事業者の登録情報に基づき年齢を確認している。 ■ 利用中の措置について、他の利用者からの通報やコンテンツなどからの検知に基づき、利用者が対象年齢未満であることが疑わしい場合には、身分証の提示などによる確認方法が一部取られている。				
	利用開始時の年齢確認方法	利用規約上の対象年齢に関する記載	(利用中) 対象年齢未満であることが疑わしい場合における利用者年齢の確認方法	対象年齢未満の利用者への対応
Instagram	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	・AIを活用した検知システムにより13歳未満の可能性が高い利用者(投稿やプロフィール、コンテンツ)を検知 ・利用者からの報告 ↓ ・身分証明書による確認やYoti社の顔ベース(自撮り動画)の年齢予測ツールによる年齢確認を実施	・アカウントの削除
TikTok	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	・13歳未満と疑われる利用者の通報 ・コンテンツ審査(13歳未満の子どもが単独で写っているコンテンツを検知、当該アカウントの自己紹介欄やプロフィール写真、ユーザー名や他の投稿を含めて審査) ↓ ・年齢の確認(身分証等による確認)	・アカウントの停止
X	アカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	・13歳未満と疑われる利用者の通報 ↓ ・本人確認書類を提出し年齢確認	・アカウントの凍結
YouTube	Googleアカウント作成時に生年月日を入力(自己申告)	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより保護者によるアカウント設定が必要)	※日本では非適用、今後展開予定 ・機械学習を活用し、アカウントが同意年齢未満の利用者によって所有されていることを示すシグナルを特定 ↓ ・13歳以上であることを証明する政府発行の身分証又はクレジットカードを提出するか、Family Linkを通じて管理されたGoogleアカウントを作成することが求められる	・14日以内に管理機能の設定または年齢の証明をしない場合、アカウントが無効化 ・その後30日後に、アカウント情報を削除
LINE	携帯電話事業者の登録情報に基づく年齢確認	12歳以上 (利用推奨年齢)	(保護者の監督下での利用が想定されていることから、利用推奨年齢未満であることのみを理由として利用制限等の措置は想定していない)	(利用推奨年齢未満は、利用規約上の利用禁止年齢ではない)

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

1
2
3

図 35 日本における PF サービスの年齢確認方法⁶⁰

⁶⁰ 本会合(資料4-3)「論点整理案に関する参考資料」より抜粋(一部加筆・修正あり)
https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

（５）アプリストア運営事業者による青少年保護の主な取組

App Store や Google Play 等のアプリストアでは、アプリ事業者が申告した内容に基づき、アプリごとに年齢制限（レーティング）が設定されており、OS アカウントに設定された年齢が制限にかかる場合にはアプリのダウンロードができない仕組みとなっている（iOS 端末の場合、自身の端末に設定される年齢制限を上回るレーティングのアプリのダウンロードについて、個別アプリごとに例外設定や承認が可能。）。

プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢とレーティング			
■ プラットフォームサービスにおける利用規約上の対象年齢と、各アプリストアのレーティングはおおむね類似。 ■ 他方、LINEについては対象年齢とGoogle Playのレーティングに差異がある。			
	利用規約上の対象年齢に関する記載	App Store	Google Play
Instagram 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
TikTok 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	13+	12+
LINE 	12歳以上 (利用推奨年齢)	13+	3+
X 	13歳以上 (13歳未満はアカウント作成不可)	16+	12+
YouTube 	13歳以上 (13歳未満の場合、ファミリーリンクにより保護者によるアカウント設定が必要)	13+	12+

注： App Storeでは、「年齢制限指定」（以下、「年齢制限」を「レーティング」という。）に関する質問に対してそれぞれのアプリ事業者が回答するプロセスを通じてレーティングが判断される。アプリ規約上の利用対象年齢が、このプロセスを通じて割り当てられたレーティングよりも高い場合には、レーティングを高く設定することも可能。

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

図 36 Apple と Google におけるアプリストアのレーティング基準⁶¹

我が国において、各種アプリの利用規約上の使用適正年齢⁶²と、アプリストアのレーティングはおおむね類似しているが、一部のメッセージアプリについて、アプリストア間で大きく異なるレーティングが設定されている。

なお、Apple は、一部の国・地域における一部のカテゴリーのアプリについては、個別法規制等に対応したレーティング基準を設定している。Google は、一部の国・地域において、審査機関による基準等を反映し、レーティン

⁶¹ 本会合（資料 4-3）「論点整理案に関する参考資料」より抜粋

https://www.soumu.go.jp/main_content/001069939.pdf

⁶² 本報告書における「使用適正年齢」は、PF 事業者が利用規約等において定める、当該事業者が提供するサービスを利用することができる最低年齢を指す。以下同じ。

1 グ基準を設定している。

AppleとGoogleにおける一部の国・地域のレーティング対応について				
■ Apple及びGoogleは、一部の国・地域において、個別の法令や審査機関などに基づいた基準を設定。				
	Apple		Google	
	個別基準	根拠	個別基準	審査機関
オーストラリア	○	コンピュータゲームの分類に関するガイドライン	○	オーストラリア等級審査委員会（ACB）
ブラジル	○	ブラジル法務省(MOJ)の要請	○	ブラジルのアドバイザーレーティング（ClassInd）
韓国	○	ゲーム物管理委員会(GRAC)	○	ゲーム物管理委員会（GRAC）
南北アメリカ			○	エンターテインメント ソフトウェア レーティング委員会（ESRB）
ヨーロッパと中東			○	汎欧州ゲーム情報（PEGI）
ドイツ			○	ソフトウェア事前審査機構（USK）

出典：各社HP情報等を基に総務省作成

2

3 図 37 Apple と Google における一部の国・地域のレーティング対応について⁶³

4

5 アプリストアについては、スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴い、
6 Apple や Google といった OS 事業者とは異なる者による提供が増加すること
7 が想定されるため、今後の動向を注視していく必要がある。

8

9

⁶³ 本会合（資料 3）「個別論点ごとの議論」より抜粋
https://www.soumu.go.jp/main_content/001056480.pdf

4 本会合における議論

(1) 検討の基本的方向性

本会合は、「課題と論点の整理」において総務省が主務府省庁として検討すべき項目（1（4）参照）について議論を行うことを目的に開催される会合であるが、いずれの論点も相互に関係する項目であるため、項目ごとの検討ではなく、①新たなリスクへの対応について、②発達に応じた保護について、③フィルタリングを含む閲覧防止策について、④その他、の4点に分類し、議論を開始した。

なお、「課題と論点の整理」においては、議論の基本的方向性として以下の3点が示されており、本会合においても同様の考えの下、議論を行った。

- 年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する。
- その実現のため、年齢確認の在り方等を含めて、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる。
- 青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力（リテラシー）の底上げを図る。

(2) 本会合における共通認識

青少年保護については、様々な立場からの意見、論点があり得るため、1から3までの情報も踏まえ、詳細の議論に入る前に共通認識の整理を行ったところ、構成員から主に以下の意見があった。

- ・ こども自身の発信、創作、参加といったエンパワーメントに繋がるような権利や、こどものウェルビーイングの指標も忘れてはいけない観点であり、いわゆる安心安全と情報アクセスや創作・発信のエンパワーメントのバランスが必要。【石戸構成員】
- ・ 文科省の学習指導要領も情報活用能力に移ってきている中で、単に駄目禁止、だけでなく、偽情報、誤情報等への防衛力なども含めたデジタルシティズンシップの育成という観点が大事。【米田構成員】
- ・ リテラシー教育も含め、こどもたちが安全安心に新しいテクノロジーを使える環境の整備が大事。【石戸構成員】
- ・ 多くの国では年齢確認、ペアレンタルコントロール、サービス設計に対する規制、リスクアセスメントなどの方法がとられている。制度設計時に必ず海外のものを参考にする必要はないが、日本もこういった仕組みを念頭に議論をしてはどうか。【水谷構成員】

- 1 ・多様化したリスクや現代のメディア環境の発展などに、環境整備法が対応していない。【上沼構成員・水谷構成員】
- 2
- 3 ・スマホの普及や SNS の利用拡大によって、青少年のインターネット利用
- 4 に係るリスクが多様化している。また、ガラケーからスマートフォンに
- 5 変化した結果、これまでの携帯電話事業者のみならず、OS 事業者や PF
- 6 事業者なども含めた幅広いステークホルダーが青少年保護に関して果
- 7 たすべき役割を検討すべき。【曾我部主査】
- 8 ・有害なものを見せないフィルタリングの話だけではなくて、生成、発信
- 9 の安全設計や、発達支援のバランス設計も考えていかなければならない
- 10 のではないかと。【石戸構成員】
- 11 ・いわゆるコンテンツ生成のコストというのが極端に低くなることによ
- 12 って、読むとか見るという受信側のリスクだけでなく、こども自身が危
- 13 ういコンテンツを大量かつ容易に生成し得る側になるという変化がある
- 14 ことを踏まえ、議論した方がよい。【石戸構成員】
- 15 ・SNS には閲覧等々の問題に加えて、依存の問題やメンタルヘルスの問題
- 16 等々がある。さらに、生成 AI にまつわるリスクも出てきており、リスク
- 17 は非常に多様化している。【曾我部主査】
- 18 ・デジタルメディア環境におけるリスクとして考えなくてはいけないの
- 19 は、ソーシャルメディアという PF が持つ構造。従来のコンテンツ・リス
- 20 クやコンタクト・リスクへの対応と同時に、レコメンドのアルゴリズム
- 21 などのサービス設計上のリスクも念頭に置いた対応も考えていかなければ
- 22 いけない。【水谷構成員】
- 23 ・こどもの生成 AI 利用について、AI チャットボットや生成 AI によるコ
- 24 ンテンツの影響に加え、こどもが発信主体となり加害者となってしまう
- 25 点についても検討すべきではないか。【石戸構成員・水谷構成員】
- 26 ・こどもたちが発信・生成する主体になっていることを踏まえると、守る
- 27 という発想だけでなく、どういう環境を設計するかという視点が重要。
- 28 新たな保護の在り方として、構造的に防ぐような方法の方が実効性の高
- 29 さや利用者負担の低さを両立することができるのではないかと。【石戸構
- 30 成員】
- 31 ・スマホ普及の結果、垂直統合モデルが崩れ、青少年保護に各アクターが
- 32 果たすべき役割と、現在の法的規律とのアンバランスが生じている。携
- 33 帯事業者のフィルタリングサービスに、現状からすると過剰な役割が期
- 34 待されているのではないかと。【曾我部主査】
- 35 ・受信制限だけを頑張っても、これ以上の保護は難しい。携帯電話事業者
- 36 に対するフィルタリングの提供義務だけでは、費用対効果があまり期待

できないのではないかと。そういったことも含めて、それぞれの責任について、改めて見直す必要がある。【上沼構成員】

・ 第一義的に児童の保護責任を負っているのが保護者ということは正しいと思うが、こどものソーシャルメディア利用の全責任が親に丸投げされるのは問題ではないか。【水谷構成員】

・ 保護者自体の中にも理解、認知に差がある。ペアレンタルコントロールとして保護者が負わなければいけない責任はどこまでか、事業者がこどもに対するサービス設計の安全性として負わなければいけないところはどこまでか、を整理すべきではないか。【水谷構成員】

上記意見を踏まえ、本会合においては、以下を共通認識として議論を進めることとした。

(全般)

○ 青少年の発信、創作、参加といった権利や、ウェルビーイングも必要な観点だが、青少年の安心・安全の確保を前提に、情報アクセスと利用制限のバランスが必要。

○ 単なる禁止ではなく、リテラシー教育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる環境の整備が重要。

○ 諸外国における青少年保護に関する制度整備等の動向把握が必要。

(環境変化)

○ 環境整備法の制定時と現在の状況は異なり、SNS 等の PF サービスの拡大、スマホの普及に伴うリスクの多様化といった現代の環境に対して、現在の制度では限界がある。

○ SNS が青少年のコミュニケーション手段となっている以上、発信に関するリスクについて考えることが重要。

○ 青少年は常時デジタル空間と接続することが前提になり、さらに生成 AI の登場により、青少年は生成・発信主体にもなっている。

(リスクの多様化)

○ 閲覧等のリスクだけでなく、SNS 普及に伴う、発信・拡散・生成、依存、メンタルヘルスへの影響のほか、生成 AI に関わるリスク等、対応すべきリスクは非常に多様化。

○ 閲覧防止だけでなく、サービス内容に応じた、生成や発信の安全設計、年齢や発達段階に伴うバランス設計も考えることが必要。これに対応するためには、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスだけでは限界が生じている。

1 (青少年保護を取り巻く関係者)

2 ○ スマホの普及に伴い、各関係者が果たすべき役割と現在の法的規律に
3 アンバランスが生じているが、携帯電話事業者のフィルタリングサービ
4 スにのみ過剰な役割が期待されている。

5 ○ 最初に青少年の保護責任を負うのは保護者であるところ、青少年の
6 SNS 利用の全責任を保護者に求めるのではなく、保護者が負わなければ
7 いけない責任は何か、事業者がサービス設計の安全性として負わなけれ
8 ばいけない範囲はどこまでか、学校をはじめとする教育機関が果たすべ
9 き役割は何かを整理することが必要。

10 ○ 技術的措置（携帯電話事業者のフィルタリングサービス、OS のペア
11 ンタルコントロール、SNS サービスの保護措置）により、全てのリスク
12 を解消、カバーできるものではないことから、引き続き、リテラシー向
13 上の取組の推進は必要。

14 (3) PF サービスの設計上の青少年保護措置

15 青少年のインターネット利用環境を大きく変えたのが SNS をはじめとし
16 た PF サービスの登場であり、その設計上の青少年保護措置については、本
17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35

諸外国の規制状況、PF 事業者の実際的な取組状況等を踏まえ、①保護措置の
在り方、②保護措置の前提となる「年齢確認」、③保護措置の初期設定につ
いて、構成員からは主に以下の意見があった。

① 保護措置の在り方

・ 同じソーシャルメディアでも PF ごとにサービス設計は全く異なるもの
であり、使い方も内在するリスクもサービスごとに異なる。これは、機
能制限や使用適正年齢、リテラシーについても同様であり、利用に対す
る一律の制限は望ましくなく、各事業者が個々のサービスに合わせた形
で考える必要がある。【上沼構成員・水谷構成員】

・ 一部の諸外国では、利用規約に定められた利用対象年齢に上乗せする形
で利用に対する一律の「年齢制限」をかけているが、サービスごとに青
少年に対するリスクは全く違うことに加え、こどもたちの知る権利やメ
ディアにアクセスする自由との衝突がある。また、既にコミュニケーシ
ョンの手段となっている点も踏まえると、国が一律に「年齢制限」をか
けるのは不合理であり、望ましくない。【上沼構成員・水谷構成員】

・ 同じアプリでもアプリストアごとにレーティングが異なる場合があり、

1 本来そのアプリが利用規約において定める利用対象年齢ではない青少
2 年が利用できてしまうおそれがある。特に、メッセージアプリについて
3 は、レーティングが低年齢になることがあるが、発信によるリスクが含
4 まれており注意が必要。そういった新たなリスクへの対応として、サー
5 ビスごとのリスク評価が必要ではないか。【上沼構成員】

6 ・豪州の規制も、事業者に特定の年齢確認手段を義務付けているわけでは
7 なく、より信頼性の高い年齢確認手段も含め、サービスリスクに応じた
8 合理的な措置をとることを求めている。日本においても、サービスのリ
9 スク評価の際に、自社のサービスに合わせた合理的な年齢確認の手法が
10 とられているかという点について、各社が評価する仕組みとすることが
11 有効ではないか。【水谷構成員】

12 ・リスク評価については、リスク評価自体が形式的なものになっていない
13 か、逆に過剰規制になっていないかということも含めて事後的にチェッ
14 クすることが必要であり、事業者外部からのモニタリングと再評価が実
15 施されることが重要。【水谷構成員】

16 ・リスク評価とそれに応じた機能制限・保護措置の公表が行われたうえで、
17 リスクの軽減が不十分であることが顕在化した場合には、EU のシステミ
18 ックリスク規制などのように、公的機関のエンフォースメントを背景に
19 改善を求めていくことも論点となり得るのではないか。【水谷構成員】

20 ・現時点で議論しているものとは全く違うリスクやサービス設計が登場す
21 る可能性は十分にあるが、新たなリスクがあることを確認するために必
22 要なデータは事業者が保有している場合が多い。そういった場合に対応
23 するため、所管の大臣に調査権限や報告徴収の権限を付与する仕組みづ
24 くりが重要。【水谷構成員】

25 ・リスク評価などの制度設計をする場合、対象事業者や対象サービスをど
26 のような条件で選定するかといったことも論点とすべき。また、対象事
27 業者等について議論する際には、こども達のサービスの利用実態を踏ま
28 えた条件設定となるよう留意すべき。【水谷構成員】

29 ・PF 事業者が公表するリスク評価と軽減措置について第三者が評価する仕
30 組みが必要と考える。第三者機関が、こどもの利用実態や相談を受けた
31 内容などから対象サービスについて提案したりできる仕組みがあると
32 良いのではないか。【上沼構成員】

33 ・リスク評価に当たっては、第三者機関などもうまく活用し、リスクの可
34 視化や、保護者や利用者に分かりやすく見せていけるかといった点もポ
35 イントになるのではないか。【米田構成員】

36 ・現状のアテンション・エコノミーに基づくビジネスモデルからすると、

安全設計に取り組むインセンティブが事業者に働きにくいため、例えば、安全設計に積極的に取り組んでいる事業者について、リスク評価の中でプラスに評価されるような仕組みを取り入れることで、事業者インセンティブを与えることはできないか。【水谷構成員】

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、PF事業者によるサービス提供上の「保護措置」について、以下の取組を求めることとする。

- PF サービスごとに設計・特性が異なることや、子どもたちの知る権利等を確保する必要性から、利用に対する一律の「年齢制限」（一定年齢以下の使用禁止）をかけることは望ましくないのではないか。
- 各事業者に対し、サービスのリスクの評価と、当該リスクに対応する青少年保護措置、必要なリテラシー等の実施・公表を求めるべきではないか。
- 各事業者が設定する使用適正年齢の設定理由及び年齢確認の手法等についても、リスク評価の一環として公表を求めるべきではないか。
- 公表されたリスク評価とリスクに対応する保護措置については、事業者外部から再評価する仕組み等を構築すべきではないか。また、リスクの再評価に当たっては、検証に必要なデータを事業者等から収集できるような措置を検討すべきではないか。
- 取組を求める対象となる事業者又はサービスについて検討する際は、青少年の利用実態に着目し、サービスの態様や類型を限定することなく、多くの青少年が利用するサービスが対象となるような基準を設定すべきではないか。
- 事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組みづくりを検討すべきではないか。

② 保護措置の前提となる「年齢確認」

「年齢確認」は、サービスごとに異なる設計やリスク構造を踏まえながら、年齢に応じた適切な保護措置を実現するための前提であるにもかかわらず、多くの事業者が採用する年齢確認手法は、利用者による自己申告とされているため、「年齢確認」の在り方についても議論を行った。

- ・多くの事業者において年齢確認方法が自己申告となっているが、「年齢確認」は機能制限等の前提となる情報であることを踏まえると、自己申告一辺倒でよいのか。【曾我部主査】

- 1 ・日本の法的身分証明書を「年齢確認」に利用する場合、プライバシー保
2 護の観点から一定のハードルがあるのではないかと。EU 等で先行している
3 「年齢確認」のアプローチを参考にすることも大切ではないかと。【米田構
4 成員】
- 5 ・プライバシーを重視すると「年齢確認」を細かくしない方がよいという
6 考え方もある。EU の年齢確認アプリでは年齢範囲情報しか見ないよう
7 であり、どこまで粒度高くやるのか、何のためにやるのかを含めて検討す
8 べき。【上沼構成員】
- 9 ・PF 事業者が利用規約上で使用適正年齢を設定しているのであれば、事業
10 者側において安全を確保する仕組みを考えてもらう必要がある。一方
11 で、「年齢確認」を各 PF 事業者においてすべきか、OS レベルで確認する
12 のか、など、確認の段階・方法については、ユーザーの利便性と実効性、
13 プライバシー上の問題を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
14 【上沼構成員】
- 15 ・年齢確認手法については、EU がプライバシー保護を重視した年齢確認手
16 法の導入を検討していることなど、諸外国の動向を踏まえ、「年齢確認」
17 に伴うセキュリティ上のリスクに対応するため、システムの堅牢性など
18 を考慮して検討すべき。【水谷構成員】
- 19 ・年齢確認については、どういう方法が合理的なものとしてあり得るのか、
20 機能の実効性の問題と、実際に活用される現実性の問題、各 PF 事業者
21 に対して「年齢確認」を求めるのか、を検討すべきではないかと。【曾我部
22 主査】
- 23 ・豪州の制度として重要なポイントは、利用に対する一律の「年齢制限」
24 よりも、「年齢確認」も含めた合理的な措置をとるよう求めた点だが、そ
25 の背景には現状の「年齢確認」の信頼性が高くないため、すり抜けが多
26 いのではないかとという問題意識がある。日本においても、「年齢確認」を
27 すり抜けてしまった子どもたちに対しての安全設計の実装を含めた、利
28 用対象年齢未満の利用に対する保護措置についても検討を進めるべき
29 ではないかと。【水谷構成員】

30
31 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、保護
32 措置の前提となる「年齢確認」について以下の取組を求めることとする。

- 33 ○ 現在多くの事業者において、保護措置の前提となる「年齢確認」（利用
34 者の年齢を確認する行為）が利用者による自己申告となっている状況を
35 踏まえ、適切な保護措置が確実に機能するために、サービス設計や特性
36 等に応じた「年齢確認」の厳格化を検討すべきではないかと。

- 「年齢確認」について、どのような方法が合理的なものとしてあり得るのか、諸外国の動向も踏まえつつ、ユーザーの利便性、実効性のほか、プライバシーやセキュリティ上のリスクについても考慮した上で、確認の段階・方法・レベルについて検討すべきではないか。
- 「年齢確認」をすり抜けてしまう可能性があることを踏まえ、PF 事業者に対し、サービス利用開始時に確認した年齢と当該利用者の実際の年齢が異なる場合を想定した一定の対応を求めることも検討すべきではないか。

③ 保護措置の初期設定

現時点においても、各 PF 事業者は一定の保護措置を提供しているものの、一部リスクに対する機能・措置が実施されていない PF サービスや、保護者によるカスタム設定を必要とする機能・措置も存在したため、保護措置の提供の在り方についても議論を行った。

- ・各社の保護措置が実際にどのくらい利用されているのか、把握する必要がある。保護措置の設定は各社ごとにバラバラで、とても複雑であり、多くの家庭では初期設定のままになっているということがあるのではないか。【水谷構成員】
- ・保護者の中でもソーシャルメディアの仕組みやペアレンタルコントロールについての理解に差があると思われ、事業者側が青少年保護のための機能をリリースしていたとしても、保護者がそれを認知していなければ意味がない。機能が保護者に分かりやすく示されたうえで、保護者が責任を持って管理すべき部分と、事業者側がサービス提供に当たって責任を持つべき部分について整理が必要。【水谷構成員】
- ・PF サービスの青少年保護機能は提供して終わりではなく、青少年によって活用される必要がある。青少年保護機能がより良く利活用されるために、実効性の観点から、青少年の利用に際して保護機能がデフォルト（初期設定）でオンになっているべき。【曾我部主査・上沼構成員・水谷構成員】
- ・事業者側で一定の青少年保護機能を用意してもらい、それを保護者が利用するということが必要で、そのためにデフォルト（初期設定）は重要。青少年保護機能はあるがデフォルトになっていない、そもそも機能がないことについて、今後制度的枠組みを考えていく際に、より真剣に各事業者で考えていただくような枠組みを考えることが課題となる。【曾我部主査】

- ・保護機能がデフォルト（初期設定）になっているかという形式的な面も重要であるが、例えば無限スクロールやプッシュ通知のようなサービス設計に関わる機能がデフォルトで制限されているかといった観点をリスク評価に落とし込むなど、もう少し踏み込んだ議論が必要。【水谷構成員】

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、保護措置の初期設定について以下の取組を求めることとする。

- PF 事業者によるサービス提供上の保護措置が、保護者にも理解しやすいような内容・表示となっているか、確認が必要ではないか。
- 保護措置の設定は複雑であり、実効性の観点から、利用者が青少年であることが確認された場合には、初期設定において保護措置が機能することが適切ではないか。
- そもそも保護措置がない、若しくは初期設定とされていない場合には、改善を促すことができる枠組みが必要ではないか。
- リスク評価（４（３）①）に際しては、サービス設計に関わる機能が初期設定で制限されているか、といった観点も取り入れるべきではないか。

（４）アプリストアのレーティング

PF サービスの多くは、アプリ型で提供されている。App Store や Google Play 等のアプリストアでは、アプリごとに年齢制限（レーティング）指定がされているが、一部のアプリについて、アプリストア間で大きく異なるレーティングが設定されている点について議論を行ったところ、構成員から主に以下の意見があった。

- ・アプリストアや使用する OS によって適用されるレーティングが異なり、レーティングに関する構造が複雑化している。同じアプリであるのに、アプリストア上のレーティングに差異が生じていることは合理的ではないのではないか。【上沼構成員】
- ・青少年保護のスキームの見直しに関して、今まで義務を負っていなかった関係者の責任を議論していることから、アプリストアに関しても一定の関心が払われるべきではないか。【曾我部主査】
- ・レーティングについては、日本独自基準のローカライズについて定めるのであれば、政府がレーティングを指定するということは、日本の憲法制度上馴染まないため、どういう形でローカライズの主体を作っていく

のかというのが課題。【曾我部主査】

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、アプリストアのレーティングの在り方について、以下の取組を求めることとする。

○ アプリストアによって適用されるレーティングに差異が生じることが合理的ではないが、一方で、政府がレーティングを指定するということは望ましくないため、どのような主体・体制がレーティングに関して青少年保護の役割を果たすべきか検討すべきではないか。

(5) フィルタリング機能を含む技術的保護手段

環境整備法では、青少年有害情報の閲覧機会をできるだけ少なくすることを目的に、携帯電話事業者に対してフィルタリングに関する各種義務を規定しているが、青少年の利用環境の変化や、新たなリスクへの対応が困難となっている。

このため、PF 事業者等のサービス提供者以外による青少年保護措置の在り方については、「フィルタリング機能を含む技術的保護手段」として議論を行った。構成員の主な意見は以下のとおり。

- ・ スマホ時代の受信リスクから、SNS 時代の発信と拡散のリスク、生成 AI はさらにそこから性格が異なる。有害なものを見せない「フィルタリング」だけではなく、生成、発信の安全設計や、発達支援のバランス設計も考えなければならないのではないか。【石戸構成員】
- ・ スマートフォンが普及したことにより、各ステークホルダーが果たすべき役割と現在の法的規律とのアンバランスが生じている。携帯電話事業者のフィルタリングサービスに対して、過剰な役割が期待されているのではないか。【曾我部主査】
- ・ スマートフォンは通信回線を意識せずに利用されており、VPN アプリにより携帯電話事業者のフィルタリングサービスを回避することも増えている。携帯電話事業者が通信回線を活用した「フィルタリング」を頑張っても、これ以上の効果は期待できず、関係事業者の責任や「フィルタリング」という用語の更新、理解の統一を図るべきではないか。【上沼構成員・米田構成員】
- ・ 「フィルタリング」という言葉は、受信リスクを前提とした時代の概念であり、今問題が顕在化している発信・拡散を中心としたリスクを捉えられていない。技術で青少年を保護するという意味で、「技術的保護手段」というサービス設計全体を含む概念に再整理する必要がある。【石戸構

1 成員・上沼構成員】

- 2 ・「フィルタリング」よりも幅広く「技術的保護手段」という概念で捉える
3 場合、環境整備法ではフィルタリングを「閲覧制限」と定義しているた
4 め、法律の在り方に関わることとして考える必要がある。【曾我部主査】
5 ・「フィルタリング」について、環境整備法では受信制限を求めているが、
6 技術的には、OS 機能の活用などにより、発信リスクや利用時間制限など
7 も可能になっている。携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービ
8 スでどこまで対応できるのか。端末で対応可能な機能は端末に求める、
9 サービスデザインによる課題については、PF 事業者を求めるといった、
10 リスクと保護機能提供者の対応関係が整理できるのではないか。【上沼
11 構成員】
12 ・フィルタリングを広げて「技術的保護手段」とする際には、OS の機能の
13 法律上の位置づけの問題も含めて考えていく必要がある。現状の環境整
14 備法で OS 事業者に課されている義務は、限定的かつ努力義務にとどま
15 っているため、OS 機能を重視するのであれば、OS 事業者に関する義務
16 をもう少し広く強いものとして考えるべき。【曾我部主査】

17
18 上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「フ
19 ィルタリング機能を含む技術的保護手段」について以下の取組を求めること
20 とする。

- 21 ○ 通信回線の多様化や新たなリスクに対応するためには、閲覧制限を目
22 的とした「フィルタリング」よりも広く、技術で青少年を保護するとい
23 う意味で「技術的保護手段」を求めることとし、環境整備法上の在り方
24 について検討すべきではないか。
25 ○ 発信リスク等の新たなリスクへの対応については、各関係者における
26 技術的対応可能性を踏まえた役割分担を含む検討が必要となるが、OS 事
27 業者が提供する保護機能については、その有用性を踏まえ「技術的保護
28 手段」として提供を義務付けるべきではないか。

30 (6) 携帯電話事業者による各種確認義務

31 現在の環境整備法においては、フィルタリングサービスに関する各種義
32 務の一つとして、携帯電話事業者に対して、青少年の年齢確認義務が課せら
33 れているが、その履行状況についても議論を行ったところ、構成員からは、
34 今後どのような役割を果たしていくべきであるかという観点から意見があ
35 った。

- ・確認義務の履行状況がどれだけ重要なのかは、今後この情報をどう活用していくのかにも関わる。覆面調査の結果を踏まえてどう改善するかについては、考える必要がある。【曾我部主査】
- ・携帯電話事業者は年齢確認をしやすい立場にあるが、その情報が携帯電話事業者にとどまっている限りでは意味がない。【上沼構成員】
- ・現状のフィルタリングの有効性や役割を踏まえ、その費用対効果にも着目し、将来的な検討事項として、各事業者の役割の大幅なリバランスも視野に入れておく必要があるのではないか。【上沼構成員】

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、「携帯電話事業者による各種確認義務」について以下の取組を求めることとする。

- 現在の環境整備法上の携帯電話事業者に課せられた義務の履行のためには、青少年確認義務の履行は確実に行われるべきであるが、端末の購買形態の多様化も踏まえた上で、改善を促す取組を検討すべきではないか。
- 携帯電話事業者が確認した年齢情報を今後どのように活用していくのかについては、年齢確認手法の検討（４（３）②）と併せて検討すべきではないか。

（７）その他

本会合では、「課題と論点の整理」における総務省が主務府省庁として検討すべき論点について議論を行ったが、構成員からは、各事業者に求める技術的保護措置だけでなくリテラシーの向上等についても多くの指摘があった。

① ICT リテラシーの向上

利用者である青少年のみならず、保護者や教職員等、青少年を取り巻く大人たちも含んだ ICT リテラシーの向上は、各事業者が用意した技術的保護手段を適切に活用するために不可欠であり、構成員からは主に以下の意見があった。

- ・リテラシー教育が長期的には最も重要であるという認識は、行政、学校、事業者の間で、おおむね共有されていると思うが、全国一律に必修で、体系的かつ継続的な学習機会が担保されているかは、依然として大きなギャップがあるのではないか。【石戸構成員】
- ・事業者の先進的な取組が現場に十分に浸透していない。対策を教育現場へ周知徹底し、更に連携を強めていけるような「具体的な仕掛け」を検

1 討したい。【米田構成員】

- 2 ・ 分かりやすいリーフレットや、ルール作りのポイントなどを渡すだけで
- 3 も、保護者の意識は少しずつでも変わるのではないか。最新のエビデンス
- 4 であつたり、その研究成果を踏まえて、家庭でのルール作りや親の指導
- 5 に生かせるような情報提供が大事ではないか。【鶴田構成員】
- 6 ・ 先生も子どもも保護者も一緒に学べるような機会があると、各々の自分の
- 7 立場とは異なる人たちの考えや思いに気づく機会となり、それがそれぞれ
- 8 のリテラシーの向上にも繋がるのではないか。【鶴田構成員】
- 9 ・ インターネットは、今まで年齢を重ねて自分たちで身につけてきた大人の
- 10 知恵が役に立たず、大人が子どもに教えるといった今までのサイクルが適用
- 11 されない世界。青少年も大人も同じように習わないといけない。
- 12 リテラシーについて、大人という視点も入るといいのではないか。【上沼
- 13 構成員】
- 14 ・ PF 事業者によってサービス設計が異なるため、その利用に当たって必要
- 15 となるリテラシーもサービスごとに異なる。サービスに合わせた形での
- 16 リテラシー、使い方を考えていく必要があるのではないか。【水谷構成員】
- 17
- 18 ・ 必要なリテラシーの幅が広がっているため、リテラシーの向上は重要
- 19 であり、リテラシー教育が引き続き必要であることは間違いなが、親
- 20 の理解を高めるという意味では限界がある。そういう意味では、事業者
- 21 側に一定の機能を用意していただき、それを青少年や保護者に利用して
- 22 いただくということも重要。【曾我部主査】

23
24 本会合としては、ICT リテラシーに関する検討を行う総務省の有識者会議
25 である「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」に対し、以下の
26 取組について検討することを提案し、同検討会において、令和8年5月に、
27 これらも含めた議論がなされたところである。

- 28 ○ 事業者の取組や先進事例の現場への浸透、全国一律・体系的かつ継続
- 29 的な学習機会の担保、啓発コンテンツへのアクセスの容易化、生成 AI 等
- 30 の新たなサービスへの対応等について、議論を深める必要があるのでは
- 31 ないか。
- 32 ○ PF サービスごとに青少年保護措置の内容が異なる等、求められるリテ
- 33 ラシーが多様化していることから、リテラシーの向上は重要であり、リ
- 34 テラシー教育が引き続き必要であることは間違いなが、青少年及びそ
- 35 の保護者に対して、これまでのリテラシー教育に加え、事業者側が用意
- 36 した技術的な保護措置の利用の促進を図ることも重要ではないか。

- インターネットの技術・サービスの進展は早いため、青少年だけでなく、保護者・教職員という枠にとらわれない「大人」のリテラシー向上に努めるべきではないか。

② スマホソフトウェア競争促進法関係

本会合における議論は、スマホソフトウェア競争促進法における参議院附帯決議を受けた議論を端緒としている。同法は、スマートフォンの利用に特に必要な４つのソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）について、セキュリティの確保を図りつつ、公正で自由な競争を促進するものであるが、Apple や Google 等の指定事業者に対する禁止行為の例外として、青少年保護措置が規定されているため、構成員から以下の指摘があった。

- ・代替アプリストアは（OS 事業者の基準に依拠しない）独自のレーティングをつけることができるというが、端末上では OS 事業者のレーティングで判断されるといった複雑な構造になるという。レーティングについても整理が必要ではないか。【上沼構成員】
- ・同法の施行に伴い、チョイススクリーンによってブラウザを選択できるようになったため、各ブラウザにきちんとフィルタリングが提供・適用されているのかを確認する必要がある。アプリや OS のアップデート等のタイミングで随時生じ得る問題であり、不具合を検知した際に速やかに対応できる体制が必要ではないか。【上沼構成員・曾我部主査・水谷構成員】
- ・青少年保護は禁止の例外ではなく義務付けが必要であり、環境整備法において OS 事業者に対する青少年保護の義務を位置付けるべきではないか。【上沼構成員・曾我部主査】

上記構成員からの意見を踏まえ、本会合においては、総務省に対し、以下の取組を求めることとする。

- スマホソフトウェア競争促進法について、青少年保護の観点から、チョイススクリーンのフィルタリングへの影響等、施行に伴う影響を確認していく必要があるのではないかと。また、必要に応じて注意喚起を行う等の対応が必要ではないか。

5 今後の進め方

青少年のインターネット利用を巡る環境は、主に青少年有害情報の閲覧を防ぐことが中心であった時代から、長時間利用や依存といった利用そのものに伴うリスクや、発信行為による犯罪行為への関与といった利用が巻き起こすリスク等の発生により、多様化、複雑化してきている。

このようなサービスや利用形態の変化により生じた新たなリスクには、現在の環境整備法が義務とする携帯電話事業者によるフィルタリングサービスのみで対応し続けることは困難であると考えられ、青少年のインターネット利用に関わる者全てが、いわば総力戦として挑むべき課題である。

本報告書において示す取組の方向性は、青少年の保護を目的に各関係者がそれぞれの責任として果たすべき事項であるが、その実施に当たっては更に検討を要する事項もある。

リスク評価の対象となるPFサービスの基準、評価項目等については、「課題と論点の整理」に基づき関係省庁において検討されている論点に係るリスクも踏まえ、多面的に検討すべきである。

また、保護措置の前提となる「年齢確認」の厳格化の検討に当たっては、諸外国の事例も参考に、プライバシーやセキュリティも考慮した上で、実現可能な技術・仕組みによる方法を検討すべきである。

さらに、各関係者の具体的な取組内容の整理に際しては、どのような形で必要な取組を求めるかについても検討すべきであり、その取組を強く促すためには、実効性を担保するための措置が不可欠である。

総務省は本会合の提言を踏まえ、「課題と論点の整理」に記載されたその他の論点と併せてこども家庭庁等と連携し、一日も早く、青少年の安心・安全なインターネット利用について具体的な取組を開始すべきである。

(参考 1)

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ 構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授

上沼 紫野 LM虎ノ門南法律事務所 弁護士

主査 曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科 教授

鶴田 利郎 専修大学ネットワーク情報学部 准教授

水谷 瑛嗣郎 慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所 准教授

米田 謙三 早稲田大阪高等学校 教諭

(参考2)

**デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
青少年保護ワーキンググループ 開催実績**

回次	開催日	主な議題
第1回	令和7年11月11日	青少年保護ワーキンググループにおける検討の進め方について
第2回	令和7年12月22日	個別論点について
第3回	令和8年2月18日	個別論点について
第4回	令和8年4月22日	論点整理案について
第5回	令和8年6月2日	第一次報告書案について
第6回	令和8年6月8日～ 令和8年6月10日	第一次報告書案について (電子メールによる審議)
第7回	令和8年6月15日	第一次報告書案について (親会との合同会合)
第8回	令和8年7月27日	第一次報告書案の意見募集結果について (親会との合同会合)